

和歌山県こども計画（仮称）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法第9条に基づき同年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されました。

本県においても、こどもまんなか社会の実現のため、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもに関する5つの計画、紀州っこ健やかプラン、子供・若者計画、子供の貧困対策推進計画、子ども虐待防止基本計画、社会的養育推進計画を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めたこども計画を策定します。

2 計画の性格及び位置付け

この計画は、こども基本法第10条第1項に基づき定める計画です。また、同計画は、以下の計画として位置付けます。

- (1) 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- (2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく都道府県計画
- (3) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- (4) 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (5) 和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に基づく基本計画
- (6) 令和6年3月12日付けこ支家第125号「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（こども家庭庁支援局長通知）に基づく社会的養育推進計画
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画
- (8) 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく成育医療等に関する計画

なお、この計画は和歌山県地域福祉推進計画、和歌山県保健医療計画、和歌山県健康増進計画、紀の国障害者プラン、和歌山県男女共同参画基本計画、和歌山県教育振興基本計画その他の関連計画等との調和と連携を図り推進します。

3 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画推進体制等

(1) 取組の評価及び検証

評価及び検証は、県こども施策審議会子育て支援部会、県青少年問題協議会、県子ども

もを虐待から守る審議会、県こどもの貧困解消に向けた対策に関する有識者会議において、それぞれの分野の KPI¹の進捗状況等に基づく本計画の推進状況を調査審議し、PDCA² サイクルにより継続的に計画を推進し、その評価及び検証を踏まえ EBPM³の観点から施策を実施します。

また、和歌山県子ども施策審議会においては、取組の評価及び検証を統括します。
なお、毎年度、目標指標の進捗を県民のみなさんに分かりやすく示します。

(2) 計画の見直し

必要に応じ、本計画の見直しを行います。

(3) 責務

ア 和歌山県の責務

国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、こどもの状況に応じた施策を策定し実施します。

イ 事業主の責務

労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、雇用環境の整備に努めます。

ウ 県民の責務

子ども施策について関心と理解を深めるとともに、国または地方公共団体が実施する子ども施策に協力します。

5 本計画における用語の定義、子ども表記

本計画において、「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、「若者」は思春期及び青年期（施策によってはポスト青年期の者も含む）の者とします。

また、「子ども」、「子供」、「子ども」の表記について、本計画では以下のとおりとします。

- ・一般的に使用する場合は「子ども」と表記
- ・法律や資料の引用元で使用されているものは、使用されている文言のまま表記

¹ KPI : Key Performance Indicator の略称。最終的な目標を達成するための中間目標。

² PDCA : Plan(計画)、 Do(実行)、 Check(評価)、 Action(改善)を繰り返し、業務品質を高める。

³ EBPM : Evidence Based Policy Making の略称。政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする。

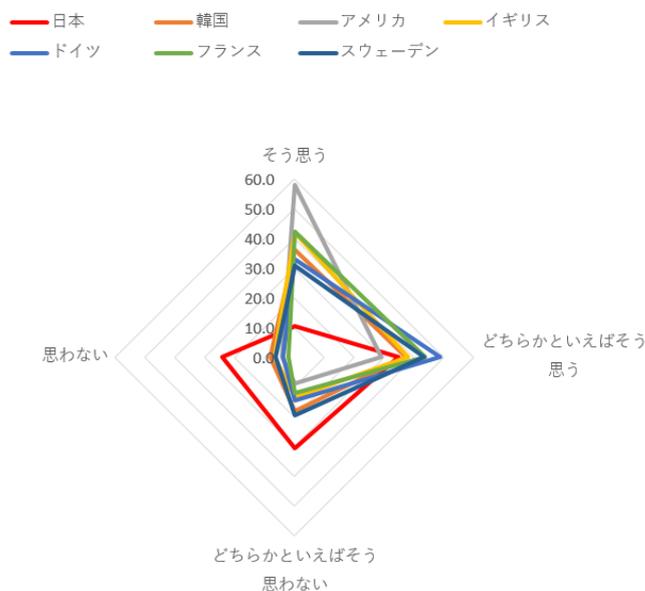
第2章 計画策定の背景

1. こども、若者や子育てを取り巻く現状

(1) こども、若者の精神的幸福度

日本のこども、若者は、諸外国の若者と比べて自分自身に満足している者の割合が低くなっています。

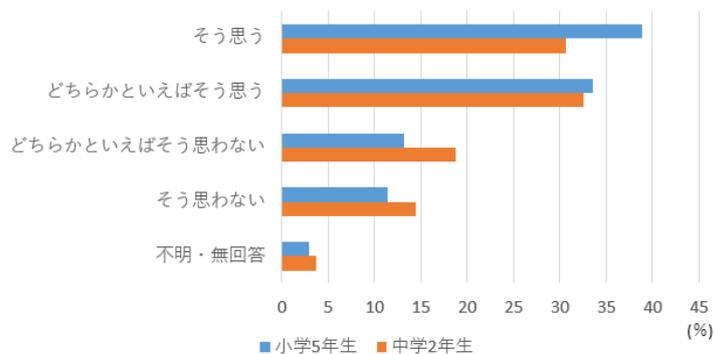
図表1 自分自身に満足しているか



出典：内閣府「H30 我が国と諸外国の若者⁴の意識に関する調査」

県内の小学5年生と中学2年生に対し行った調査で、「自分のことが好きか」との質問に対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した小学5年生は24.6%、中学2年生は33.2%でした。

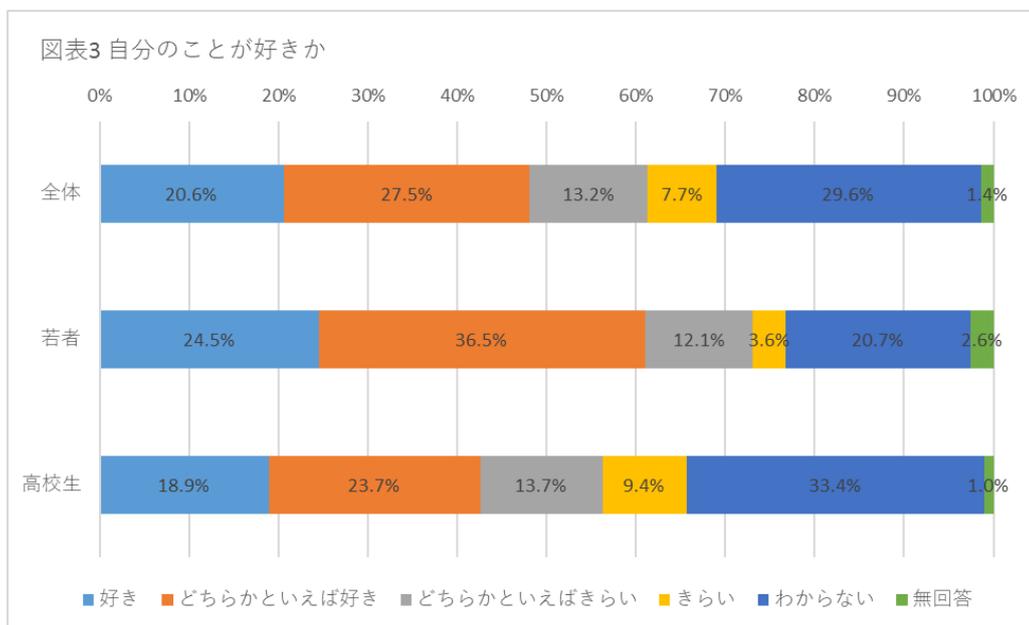
図表2 「自分のことが好きだ」と思うか



出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

⁴ 各国（約1,000人）満13歳～満29歳の男女

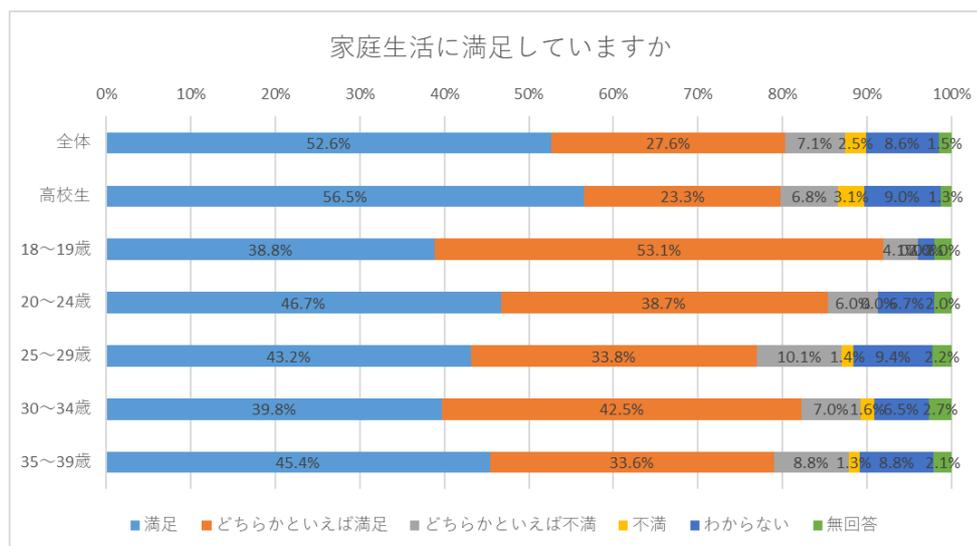
「自分のことが好きか」との質問に対し、全体では、「わからない」が 29.6%と最も高くなっています。高校生は「わからない」が 33.4%で最も高く、「どちらかといえばきれい」「きれい」の割合が全体及び若者に比べ高くなっています。



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(R2)⁵

「家庭生活に満足していますか」に対し、18～19歳では「満足」が 91.9%と他の年代と比べて高く、25～29歳では「不満」が 11.5%で他の年代と比べて高くなっています。高校生では「満足」が 79.8%となっています。

図表 4



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(R2)

⁵ 若者：18歳～39歳 783人、高校生 1,868人

(2) こどもの人権意識

児童の権利に関する条約は、低年齢になるほど認知されておらず、こどもが自身の人権について自覚していないおそれがあります。

また、自分の意見を大事に扱ってもらうことと幸福度には相関関係が認められますが、こどもは年齢が上がるほど意見が尊重されていないと感じている傾向にあります。

児童の権利に関する条約は、大人も約半数が認知していません。

図表 5 児童の権利に関する条約の認知度



出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究⁶⁾」

自分の意見が尊重されていると感じているこどもは、幸福度が高い傾向にあります。

図表 6

■親・先生による意見の尊重度と幸福度の関係

親・先生に意見を尊重されていると感じるこどものうち、現在の幸福度について「とても幸せ」「幸せ」と回答した割合は、それぞれ86%、89%に達した。それと比較し、親・先生に意見を尊重されていないと感じるこどもの幸福度は下がる傾向がみられる。



出典：公益財団法人日本財団「こども1万人意識調査⁷⁾」

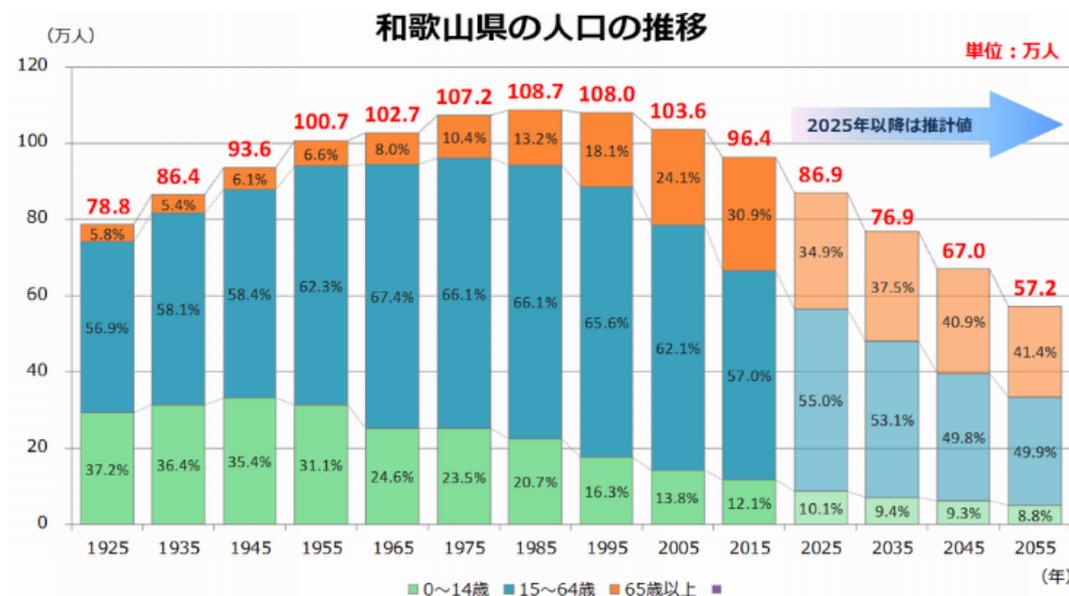
⁶⁾ 全国の小学1年生～高校生から各5,000人程度無作為抽出した。大人は全国の10歳～89歳のモニター5,000人が回答した。

⁷⁾ 全都道府県男女10～18歳

(3) 社会の情勢

和歌山県においては、親となる世代の人口減少、コロナ禍による出会いの機会の減少、経済環境の悪化などで、こどもの数の減少が加速化しています。

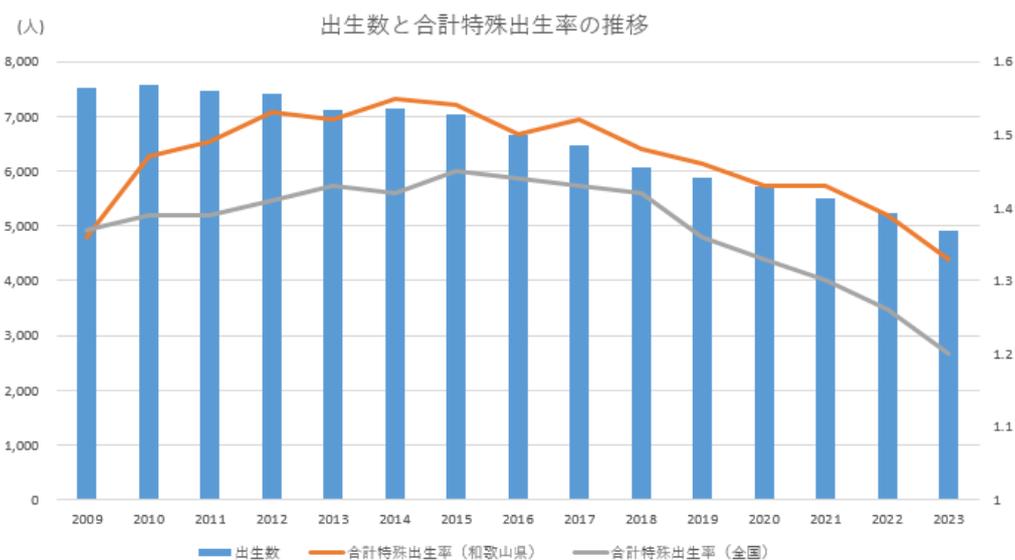
図表 7



資料：国勢調査、人口調査（国）、国立人口問題研究所の推計及び和歌山県試算（「和歌山県長期人口ビジョン(平成27年6月)」）による。

和歌山県の出生数は減少傾向であり、合計特殊出生率⁸も全国に比べ高くなっていますが、減少傾向です。

図表 8

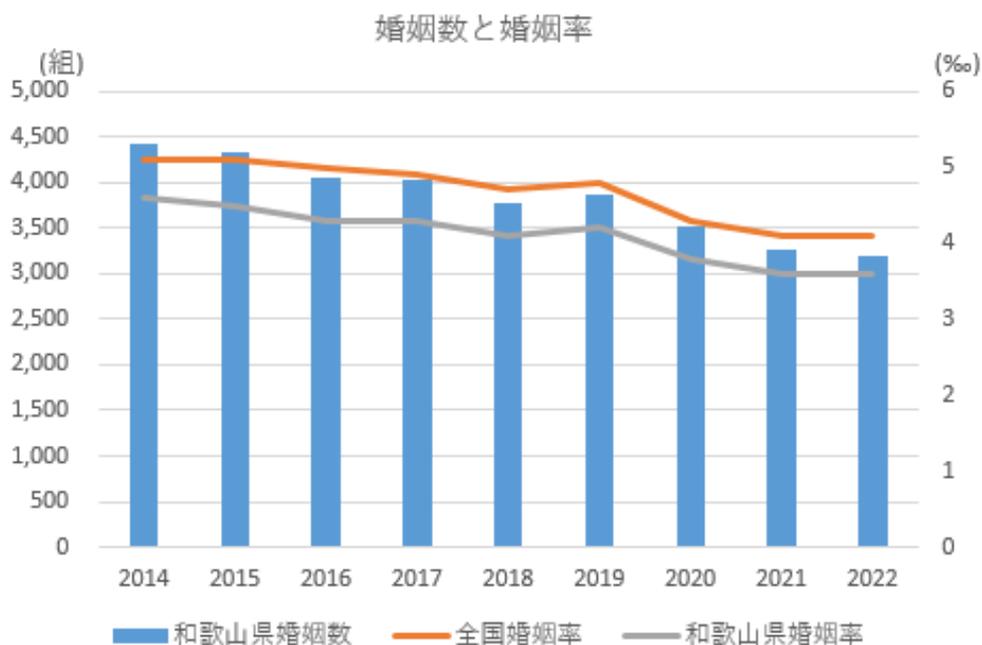


出典：厚生労働省「人口動態統計」

⁸ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

和歌山県の婚姻数は減少傾向で、婚姻率⁹は全国に比べ低くなっています。

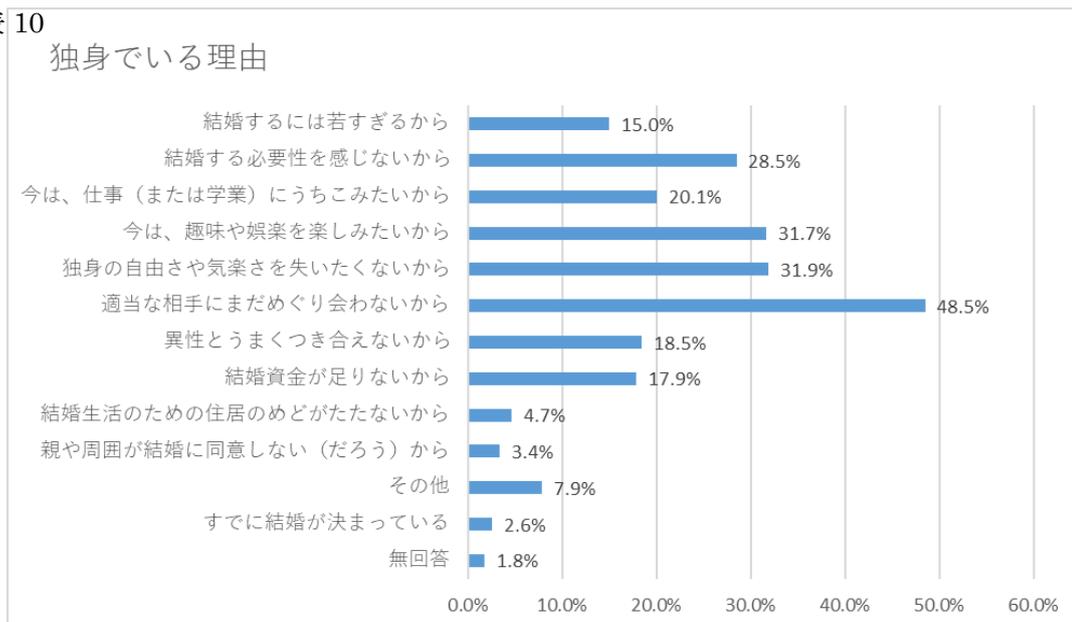
図表 9



出典：厚生労働省「人口動態統計」

現在独身でいる理由について、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が48.5%で、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」が31.9%、「今は趣味や娯楽を楽しみたいから」が31.7%となりました。また、「結婚する必要性を感じないから」が28.5%となりました。

図表 10

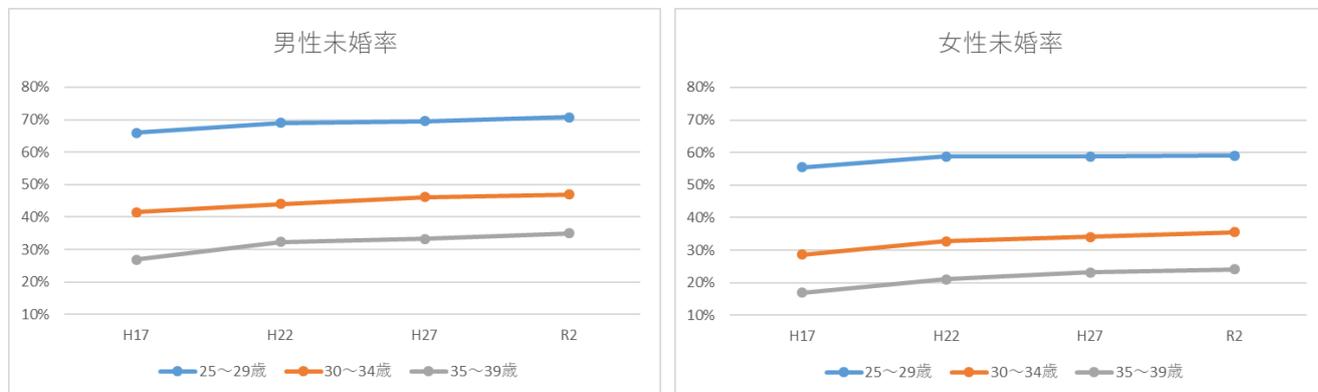


出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

⁹ 人口千人に対する婚姻件数の割合

和歌山県の未婚率は男女とも、すべての年代において上昇しています。特に男性は35～39歳で1.7ポイント、女性は30～34歳で1.4ポイントと最も上昇しています。

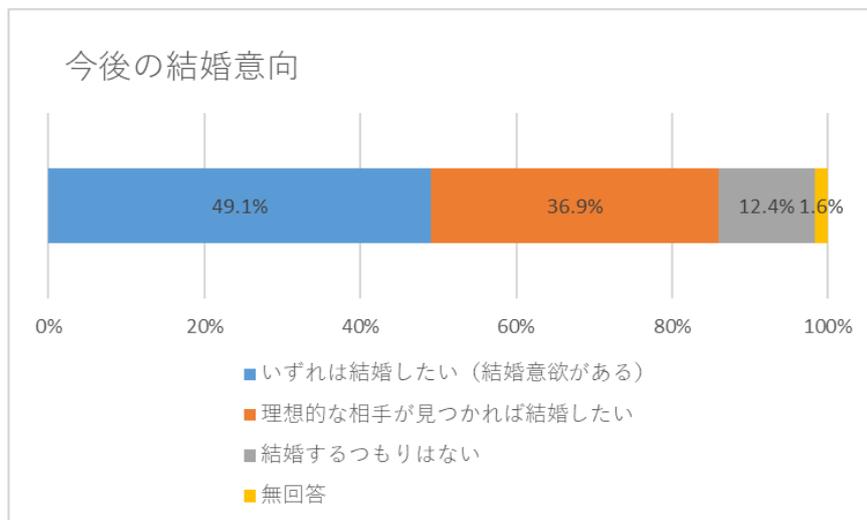
図表 11



出典：統計局「国勢調査」

今後の結婚意向について、「いずれは結婚したい（結婚意欲がある）」が49.1%で「理想的な相手が見つければ結婚したい」が36.9%で合計値は86%ですが、「結婚するつもりはない」も12.4%となっています。

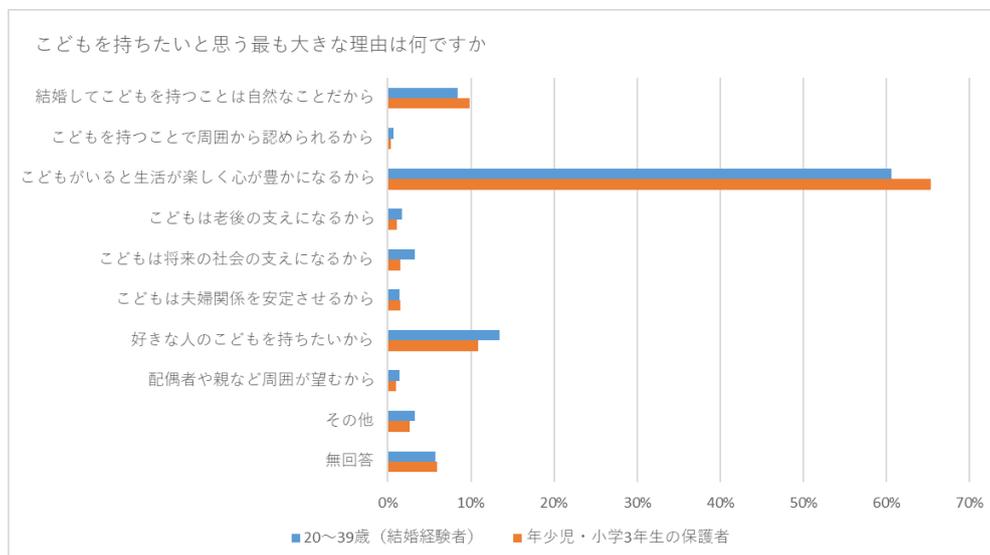
図表 12



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

子どもを持ちたいと思う最も大きな理由について、「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」が最も高くなっています。

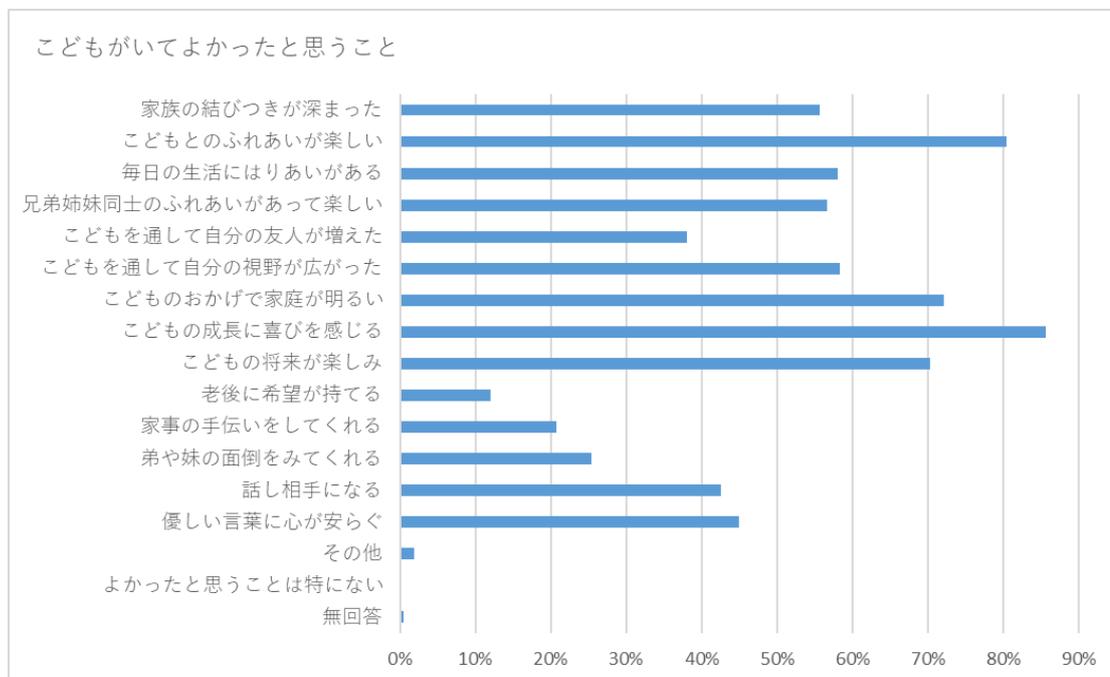
図表 13



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

子どもがいてよかったと思うことについて、「子どもの成長に喜びを感じる」が85.7%と最も高く、ついで「子どもとのふれあいが楽しい」が80.4%、「子どものおかげで家庭が明るい」が72.1%となっています。

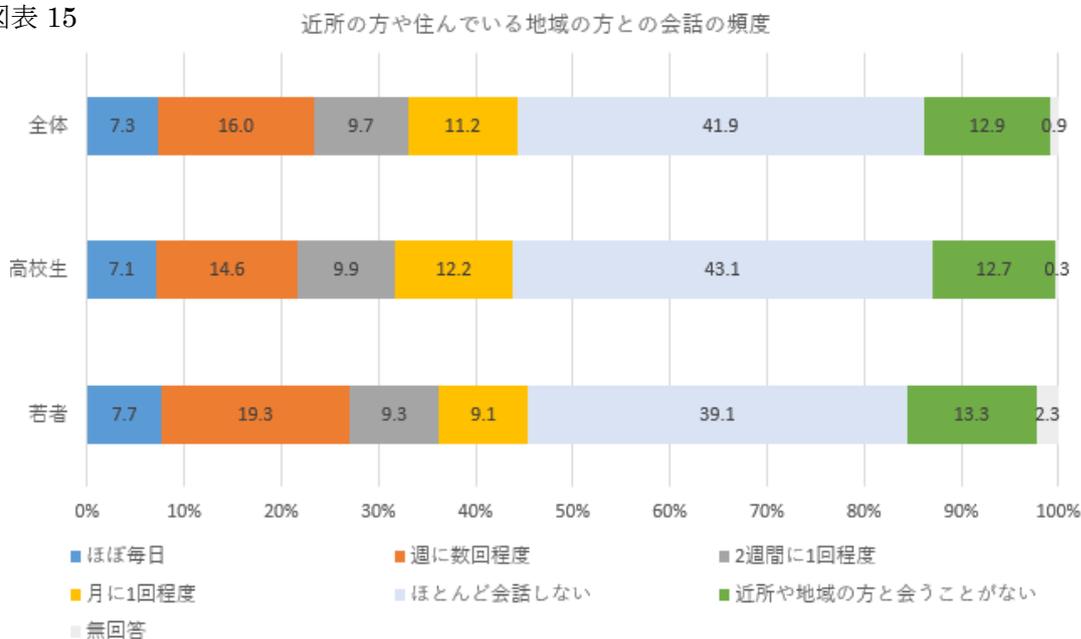
図表 14



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

近所の方や住んでいる地域の方との会話の頻度は、高校生と若者合わせて「ほとんど会話しない」が41.9%と最も高くなっており、地域との関わりが薄い様子がうかがえます。

図表 15

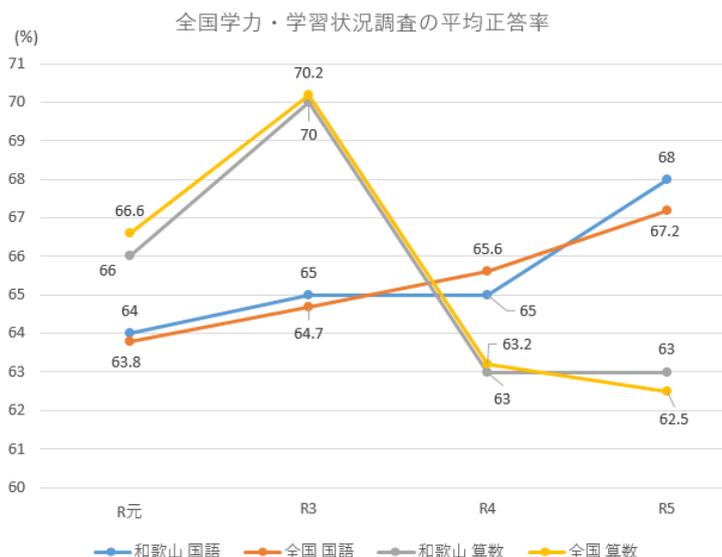


出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査¹⁰」(R2)

(4) こどもの学力と体力

和歌山県のこどもの学力は概ね全国平均に近い状況にあります。また、体力については近年、全国平均を上回っている状況です。

図表 16



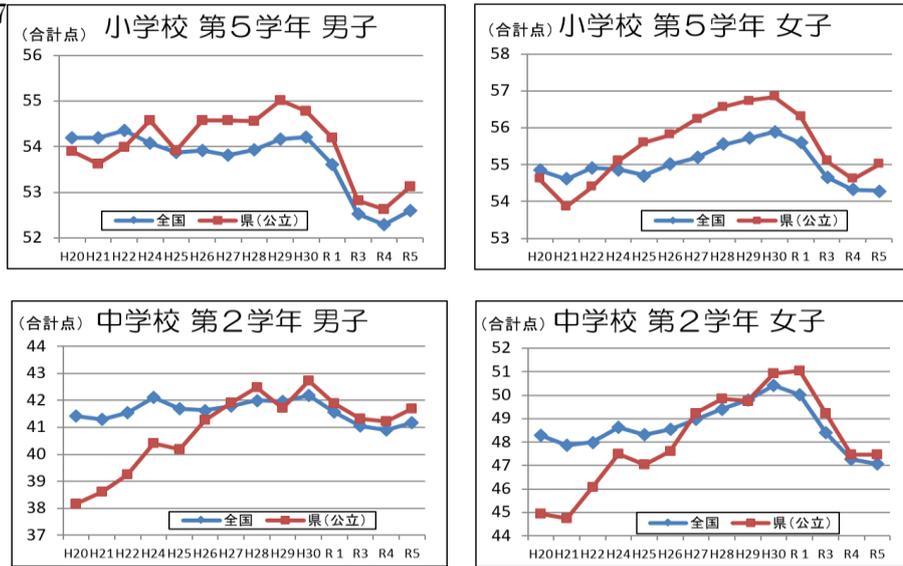
出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査¹¹」

¹⁰ 「若者」：18～39歳 703人

¹¹ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施は見送り

全国体力・運動能力、運動習慣等調

図表 17

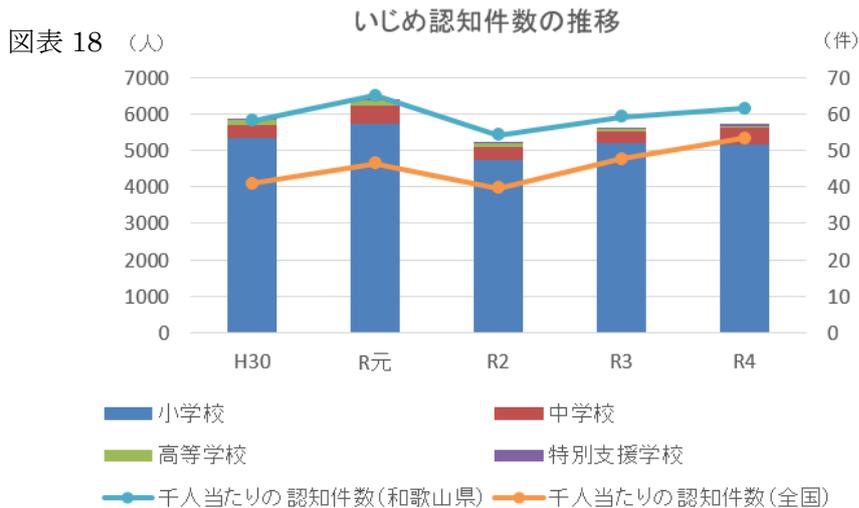


出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(5) こどもの発達環境

いじめ、不登校、貧困、児童虐待、ヤングケアラー¹²がいること等は解消されておらず、依然として厳しい状況にあります。

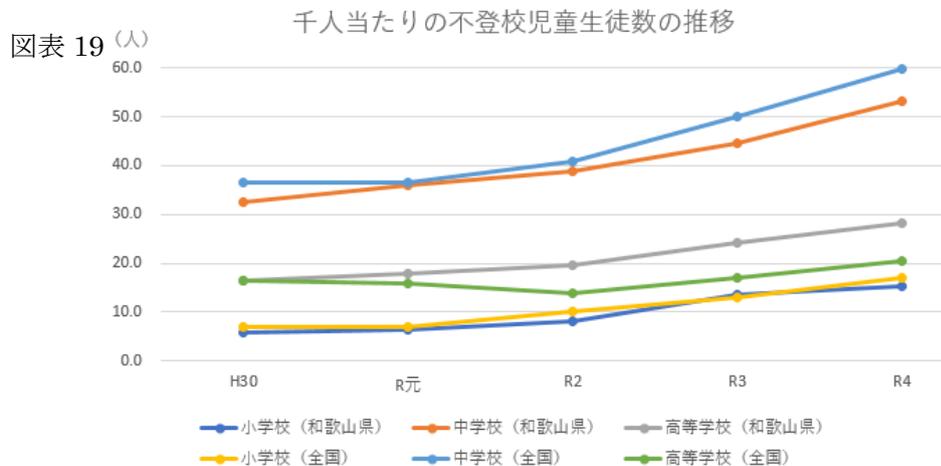
いじめの認知件数は、コロナ禍で一時減少しましたが、再び増加してきています。和歌山県の認知件数は全国に比べ高くなっています。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

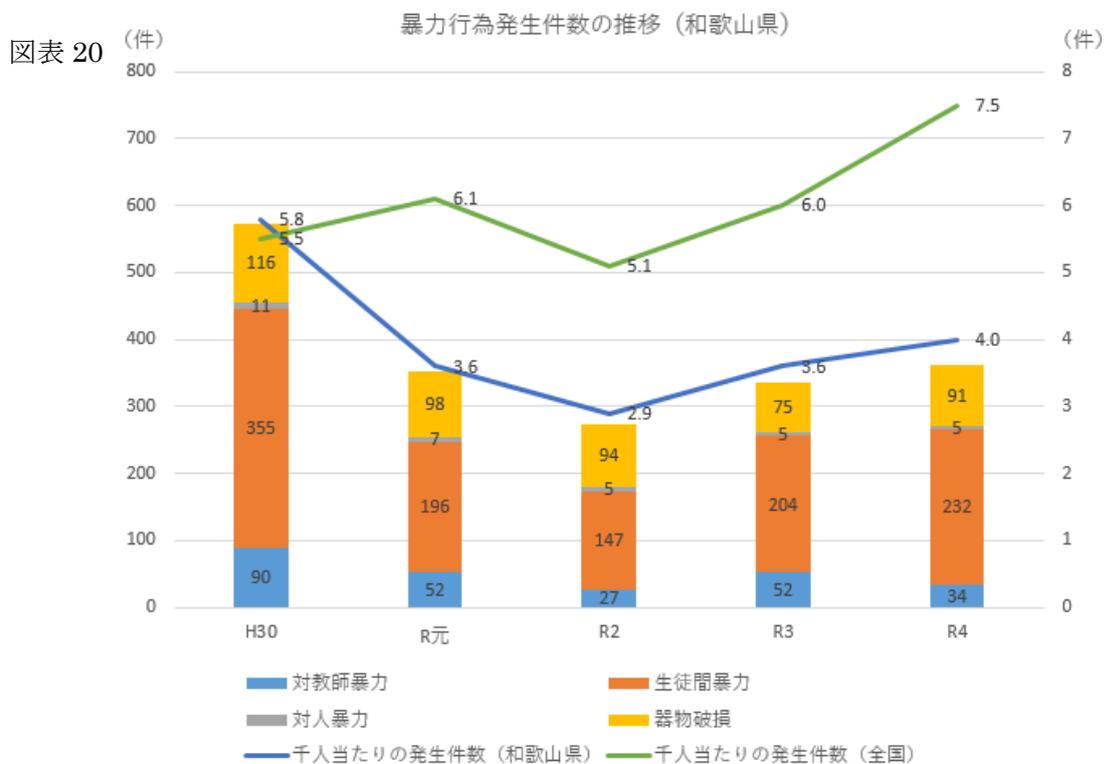
¹² 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者

不登校児童生徒は年々増加傾向にあります。和歌山県は、全国に比べ小学校、中学校は不登校児童生徒が若干少ないものの、高等学校になると不登校生徒が多くなります。



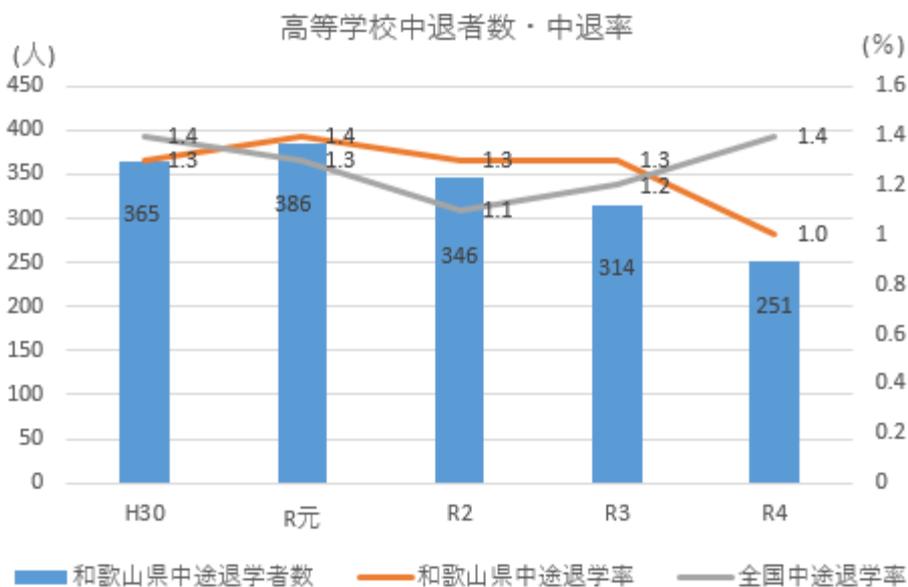
出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

県内の国公立小、中、高等学校における令和4年度の学校内外の暴力行為発生件数は、児童生徒千人当たり4.0件で前年度より減少し、全国より低い状況です。



県内の高等学校中退者数は近年、減少傾向で令和4年度は251人です。高等学校中退率は令和4年度に1.0%となり全国平均を下回りました。

図表 21

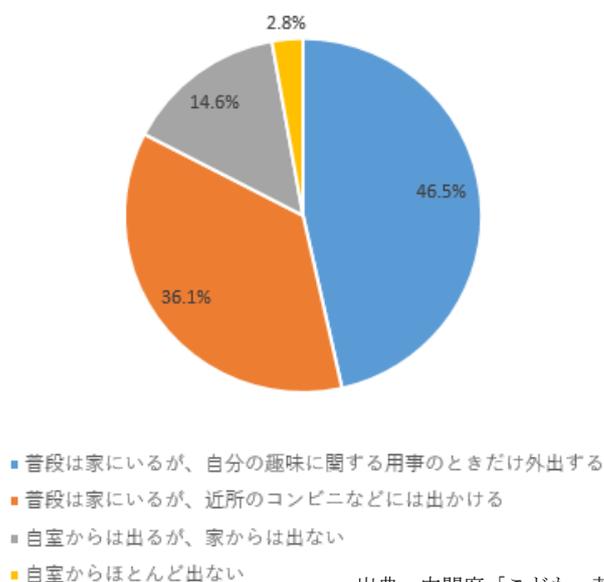


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

令和4年に内閣府が行った調査によると、15歳から39歳の子どもや若者層におけるひきこもりの推計割合は、平成27年に内閣府が行った「若者の生活に関する調査」の1.57%から2.05%に増加しています。

図表 22

ひきこもりの状況 (全国)



出典：内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」(R4)

県内の子育て世代の所得について、所得の中央値¹³の 2 分の 1 未満の所得段階¹⁴は 10.7%となっており、約 10 人に 1 人は相対的貧困¹⁵状態にあります。

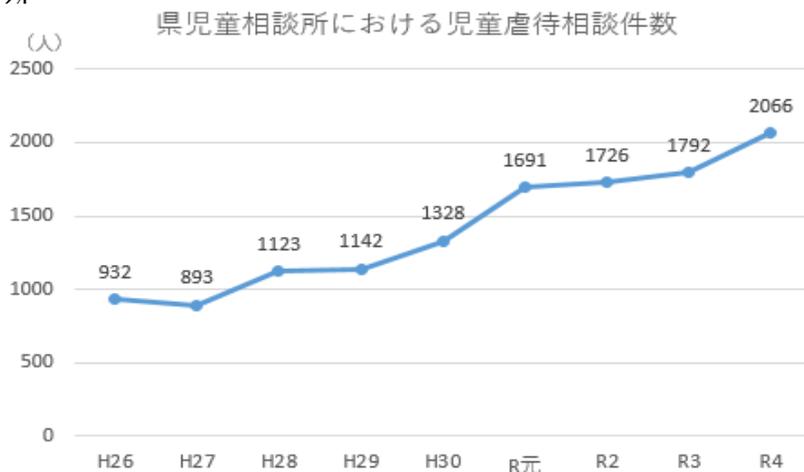
図表 23

	所得の範囲	件数	%	% (判定不能を除く)
所得段階Ⅰ (中央値以上)	245万以上	4,245	45.8	50.9
所得段階Ⅱ (中央値の2分の1以上)	123～245万未満	3,203	34.5	38.4
所得段階Ⅲ (中央値の2分の1未満)	123万未満	897	9.7	10.7
判定不能	-	932	10.0	-

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

県内の児童相談所への虐待相談件数は年々増加し、令和 4 年度は児童虐待防止法が施行された平成 12 年度の 160 件から約 13 倍の 2,066 件となっています。

図表 24



出典：和歌山県「和歌山県内における児童虐待相談の状況」

¹³ 数値を小さいほうから順に並べたときに真ん中に位置する値

¹⁴ 等価処分所得の中央値の半分の値を「貧困線」という

¹⁵ 貧困線を下回る等価処分所得しか得ていないこと

県内の少年非行¹⁶の件数は、令和5年度に302人となり、前年に比べ106人増となっています。不良行為¹⁷少年の件数は、令和3年度から増加に転じ、令和5年は7,095件となっています。

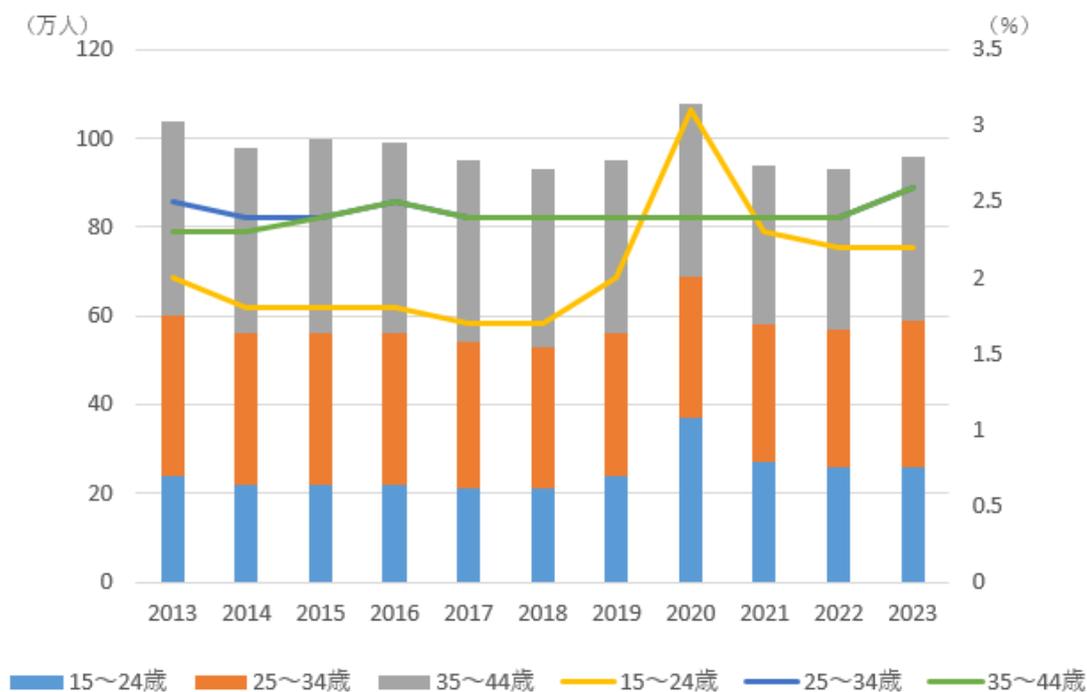
図表 25



出典：和歌山県警「和歌山の少年非行概況」

令和5年度においてニート¹⁸は微増しています。15～24歳のニートはコロナからは減少しましたが、コロナ禍前程度までは回復していません。

図表 26 若年無業者と35～44歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）



出典：総務省「労働力調査」

¹⁶ ①14歳以上20歳未満の少年による犯罪行為と②14歳未満の少年による触法行為の総称（法務省「犯罪白書」）

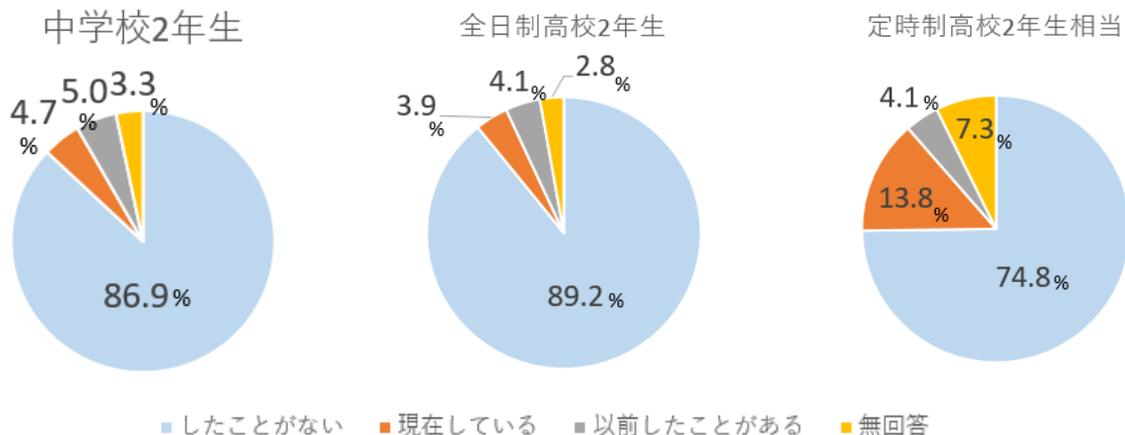
¹⁷ 犯罪少年、触法少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己または他人の特性を害する行為（法務省「犯罪白書」）

¹⁸ 15～34歳の労働力人口のうち、家事も通学もしていない人（総務省統計局が実施する労働力調査の定義）

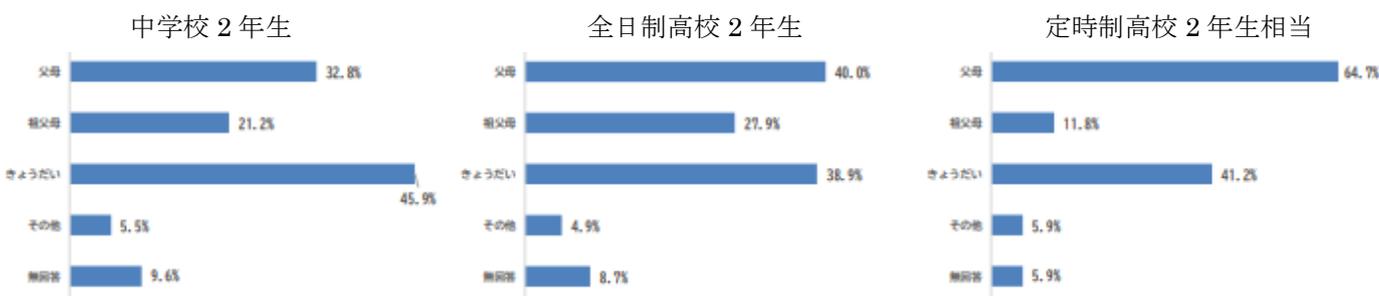
令和3年度のヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、県内で世話を現在している家族がいると回答したこどもは、中学2年生で4.7%、全日制高校2年生で3.9%、定時制高校2年生相当で13.8%になっています。

図表 27

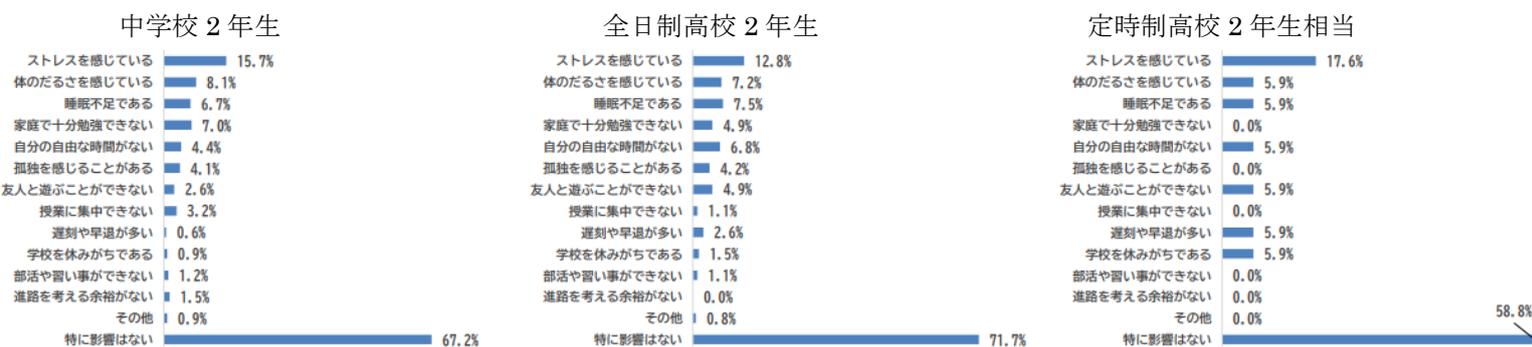
○家族のケアをしたことがありますか。



○ケアしている家族の内訳



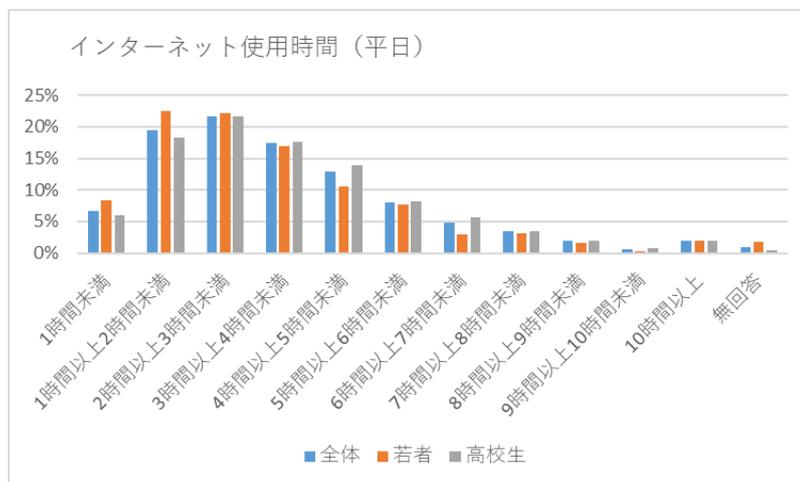
○家族のケアをしているために、自分の生活にどのような影響が出ていると思いますか。



出典：和歌山県「中高生の生活実態に関するアンケート」(R3)

平日のインターネットの使用時間は、全体では「2 時間以上 3 時間未満」が 21.7%と最も高くなっています。若者では「1 時間以上 2 時間未満」が 22.5%で最も高く、高校生では「2 時間以上 3 時間未満」が最も高くなっています。

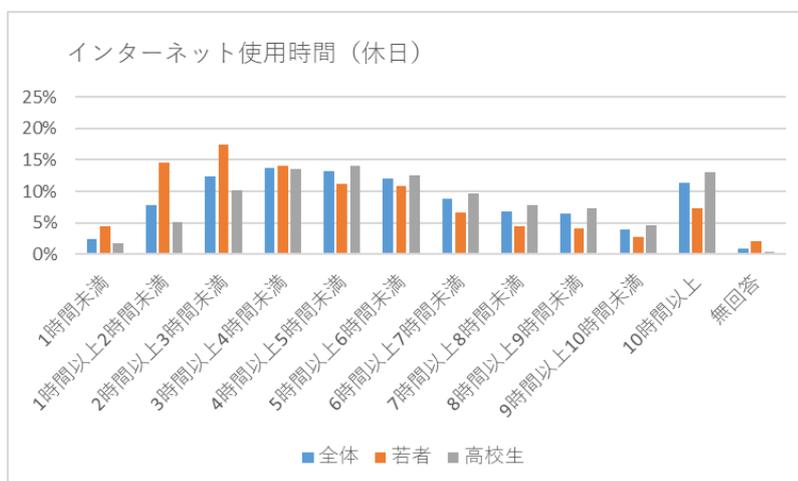
図表 28



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(R2)

休日のインターネットの使用時間は、全体では「3 時間以上 4 時間未満」が 13.7%と最も高くなっています。若者では「2 時間以上 3 時間未満」が 17.5%で最も高く、高校生では「4 時間以上 5 時間未満」が最も高くなっています。

図表 29

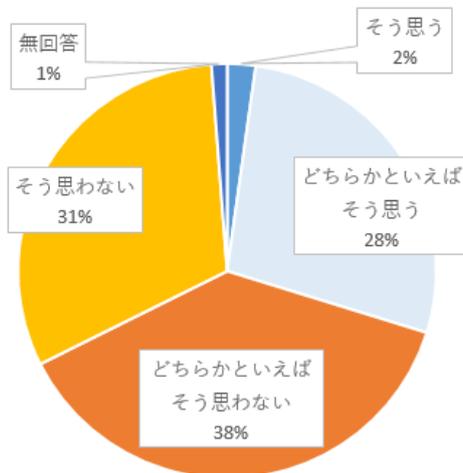


出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(R2)

(6) 子育て環境

県内の子育て世代の69%は、日本の社会は結婚、妊娠、こども、子育てにやさしい社会だと感じていません。子育て世代は、周囲や社会に対して、子育ての大変さの理解や社会全体で子育てをする気運の醸成を求めています。

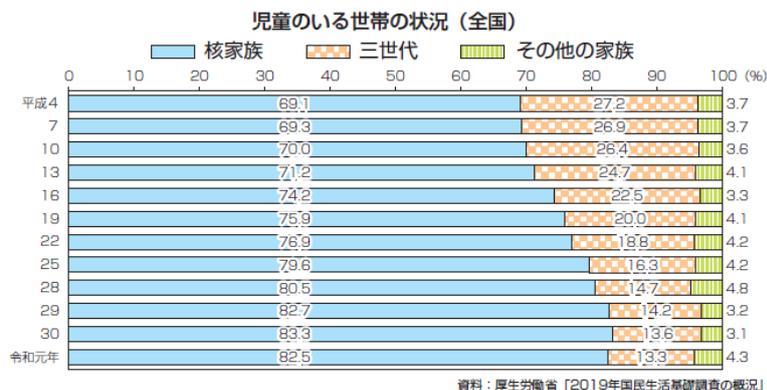
図表 30



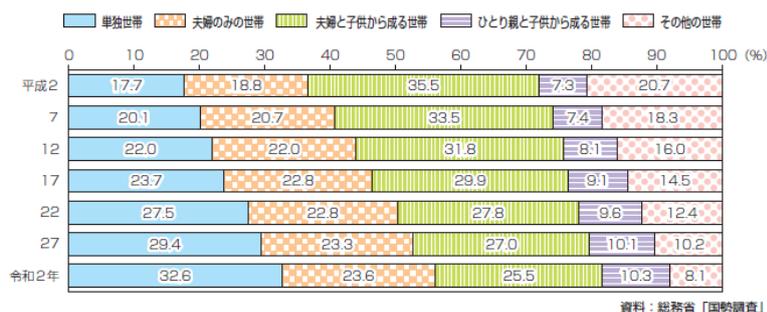
出典：和歌山県「子育てに関する意識調査」(R5)

国民生活基礎調査によると、児童のいる世帯のうち、三世代家族の割合は13.3%で年々減少傾向にあります。

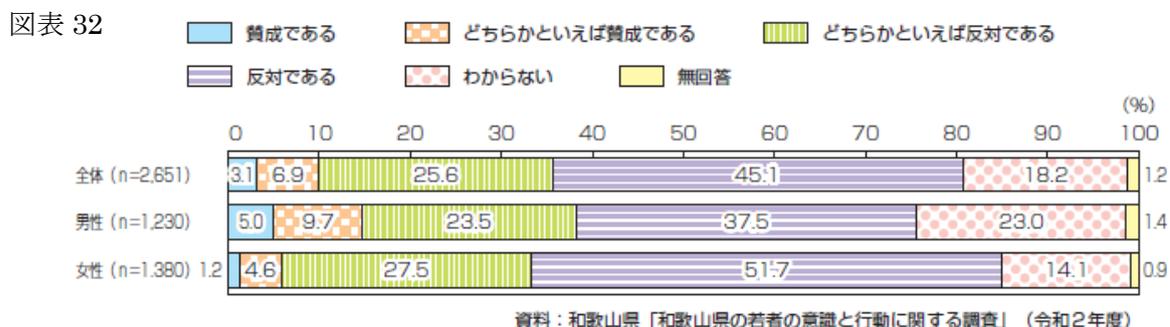
図表 31



一般世帯の家族類型別割合の推移 (和歌山県)



性別により男女の役割を決めるような考え方について、「反対」が上回っていますが、「反対である」との回答は女性が男性を14.2ポイント上回っています。



2. 前計画及び統合前計画の取組状況 (作成中)

(1) 紀州っこ健やかプラン

作成中

(2) 県子供・若者計画

作成中

(3) 県子供の貧困対策計画

子供の貧困対策計画については、第2子以降を育てる世帯の保育料の無償化やこども食堂の開設支援などの教育の支援、ひとり親家庭の自立に向けた相談体制の強化や若年者等の就労支援などの生活の安定に資する支援、非正規社員の正社員化に取り組む企業の支援や生活困窮者等への就労支援などの保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を実施しました。

(4) 県子ども虐待防止基本計画

作成中

(5) 県社会的養育推進計画 (前期)

作成中

3. 現状の打破に向けて

こどもを取り巻く厳しい環境を打ち破るため、こどもを社会のまんなかになに据えて、こどもの視点で、家庭、学校、地域等あらゆる環境を視野に入れつつ、その権利を保障し、男女格差の解消への取組を含め、誰一人取り残さず、生命や安全を守り、健やかな成長を社会全体で後押しします。

また、子育てを社会全体で支え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを

通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、その責任を果たせるようにすることでより良い親子関係の形成を促し、子どもの健やかな成長の実現につなげます。

第3章 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

県では、すべての子どもや若者が自己的人権を大切にし、一人一人の人格や個性が尊重され、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、等しくその権利が守られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう「こどもまんなか社会」を実現します。

2. 基本方針

基本理念に基づき、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の5つの基本方針のもと、こども施策を推進します。

(1) こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進

すべての子どもや若者は、命が守られ、思想、信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及び性自認¹⁹、生い立ち、成育環境、家庭環境等いかなる理由でも差別されず、一人の人間として尊重される権利を有しています。こうしたこどもや若者の人権を尊重しつつ、こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こどもや若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。また、こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。

(2) こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる最も重要な時期であることを踏まえた上で、こどもの育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育、保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。また、成長の基盤となる資質、能力を獲得できるよう、確かな学力の向上、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、安全に安心して過ごせる居場所を持ち、学びや遊びを通じて幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう切れ目なく支援します。

(3) すべてのこども、若者やその世帯を対象とした良好な成育環境の確保

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども、若者やその家族を含め、すべてのこども、若者やその世帯を対象とし、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、こども、若者を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なくこどもや若者の成長を支える環境づくりを進めます。このような良好

¹⁹ 自己の性別についての認識のこと

な成育環境を確保するため、貧困と格差の解消に取り組みます。

(4) 社会全体でこども、若者や子育てを支援

こどもや若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、こども、若者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会のすべての構成員が、こどもや子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、すべてのこども、若者が健やかに成長できる社会の実現を目指します。子育てとは、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生き甲斐をもたらす営みです。負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加していることを踏まえ、親が親として、その責任を果たしながらも、一方で子育ての喜びを享受することができるよう、社会全体で、親の育ちの過程を支援します。

(5) 妊娠、出産、子育ての希望を実現

若い世代の生活の基盤を安定させるため、こどもや若者の勤労観、職業観、社会的自立、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の育成を進め、円滑な就職支援等により若者の雇用と所得の安定化を図り、希望する人が、安心してこどもを生み育てることができる社会を実現するため、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた地域社会全体での取組を推進します。

第4章 基本方針に基づく取組の方向性と展開する施策

和歌山県子ども計画 体系図

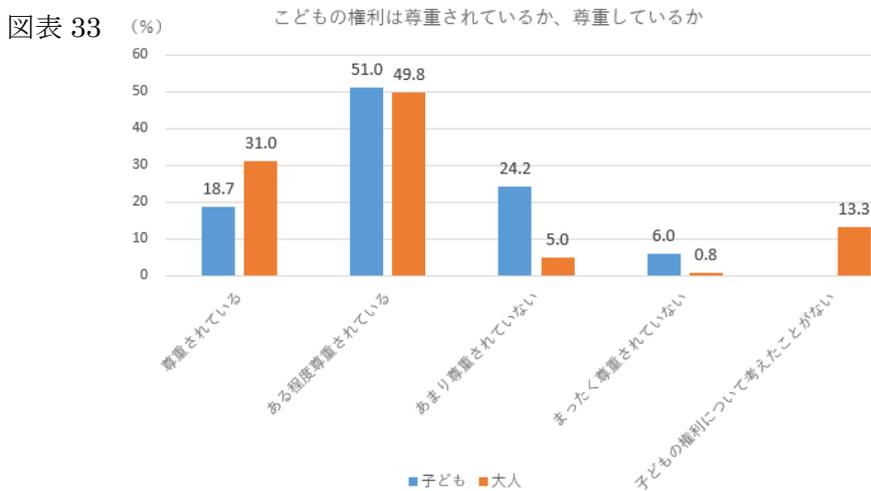


1. こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進

(1) こどもや若者の人権意識の向上

ア 現状と課題

こどもは大人から守られるべき存在ではありますが、生まれながらにして一人の人間としての権利を持っています。しかしながら、「こどもは未熟であり大人の言うとおりにするべき」との支配的な価値観が根強く残っており、こどもを人格を持った個として尊重しているとは言い切れません。また、こどもが自分自身の権利について自覚しきれていないことも考えられます。こどもの健やかな成長には、大人がこどもと対等に接するとともに、こども自身が自分の権利を大切にし、他者の権利も尊重する人権感覚を身に付けることが必要です。



出典：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査²⁰」(R元)

イ 展開する施策

(ア) こどもの権利の理解促進

こどもが権利の主体であることを大人が認識し、いじめ、体罰、不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識、こどもの人権をすべての大人が尊重するといった意識の浸透を図ります。

a こどもが権利の主体であることの情報発信、意識啓発

こども基本法や児童の権利条約の趣旨や内容について広く情報発信するなど、こどもが権利の主体であることを県民に周知するため広報活動に取り組み、意識啓発を推進します。

b 保護者や教職員、幼児期の教育、保育や青少年教育に携わる大人に対する教育、啓発

こどもに関わるすべての大人に対し、研修等様々な機会を通じてこどもの権利に関し理解を深めます。

²⁰ こども：15～17歳 2,149人

(イ) こどもや若者自身の権利意識の醸成

こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こども自身が権利を認識しなければなりません。

また、多様な人々で構成される地域社会の中にあっては、多様性を認め、尊重しつつ協同していく心を持つことが大切です。そのため、多様な人々との交流活動や人権に関する教育や啓発、男女共同参画の視点に立った教育等により、人権意識や共生意識を育みます。

a 人権教育の充実

こどもが主体的に人権学習に取り組み、人権感覚を高められるよう授業の改善・充実を支援します。

b 人権相談体制の整備

c 多様性を認め合う教育の推進

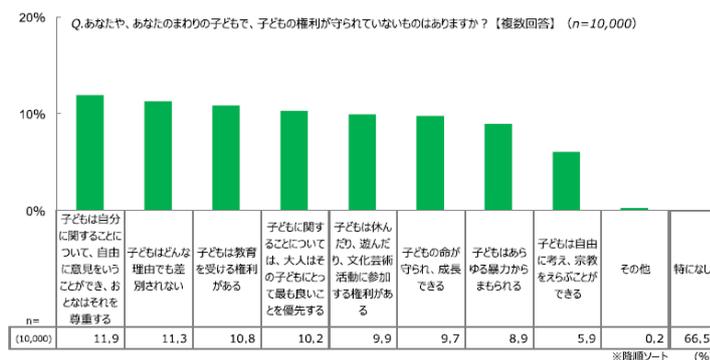
道徳教育や人権教育の推進により、自他の命や体を大切にすることを土台として、多様性を尊重できる心情や態度を育みます。

(2) こどもや若者の意見表明と社会参画

ア 現状と課題

大人は、「こどもは意見を持っていないのではないか」「意見を言えないのではないか」と無意識的にこどもを意見を聴く対象から外していたり、こどもは権利を守られる立場にあるという思い込みから、今まではこどもの意見を聴く機会を設けることが多くありませんでした。こどもが意見を表明し、大人に意見を聴いてもらう経験は、自己肯定感を得る上で重要なことです。

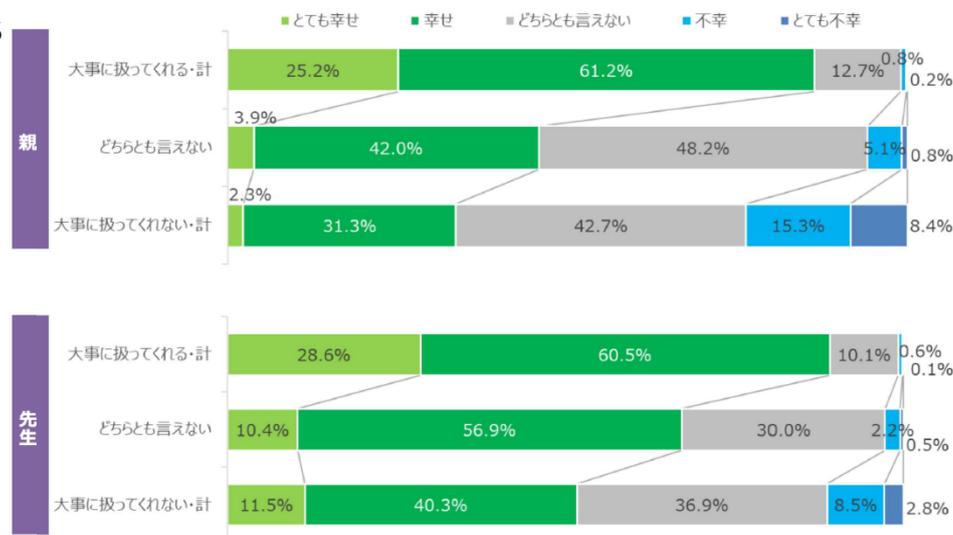
図表 34



出典：公益財団法人日本財団「こども1万人意識調査」(R5)

親・先生による意見の尊重度と幸福度の関係

図表 35



出典：公益財団法人日本財団「こども1万人意識調査」(R5)

イ 展開する施策

(ア) こどもの意見を尊重する仕組づくり

こどもや若者が安全に安心して意見を述べるができる場や機会を設けるなど、こどもが意見を表明しやすい環境を作ります。

a 意見を表明しやすい環境づくりの推進

乳幼児期から大人になるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者に意見表明の大切さを伝え、意見表明の意欲を育みます。また、大人がこどもの意見を真摯に聴き尊重することの啓発やアドボケイト²¹、ファシリテーター²²の活用など、全てのこどもや若者について意見を表明しやすい環境づくりを進めます。

b 県の政策決定過程へのこどもの参画促進

県のこども施策を策定、実施、評価する際には、こどもや若者から意見聴取し、その意見の反映状況をフィードバックし社会全体に広く発信します。また、こども施策審議会委員にこどもを登用するよう取り組みます。

(イ) 社会形成への参画

適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度を育むために必要な教育を推進します。また、意見表明の機会を提供するなど、社会への影響力を発揮できる環境を作ります。

a 社会形成に参画する態度を育む教育の推進

法教育や租税教育、金融教育、労働教育、消費者教育、主権者教育等、社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度を育むために必要な教育を推進します。

²¹ アドボケイト：こどもの声を代わりに伝える人

²² ファシリテーター：こどもの発言を促す人

b ボランティア活動等による社会への参画

ボランティア活動などを通して市民性・社会性を獲得し、地域社会に参画することを支援します。

2. こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

(1) こどもや若者の成育環境の整備

ア 現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイング²³の基礎を培い、人生の基盤を作る重要な時期であり、この時期への社会的投資が次の世代の社会の在り方に大きく寄与するため、社会全体にとっても重要な時期です。また、乳幼児は、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園や保育所、認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様化しています。加えて、地域によって保育ニーズに偏りがあり、子育て世帯が増加している地域においては、保育所等の待機児童が発生している一方で、過疎地域などこどもが減少している地域においては、保育所等の維持が課題となっています。そのため、地域の実情に応じた支援体制を今後も確保していく必要があります。

学童期は、乳幼児期の発達を基盤として、心も身体も大きく成長し、自己肯定感、道徳性、社会性や体力などを育む時期であり、小さな失敗を重ねながら、直面した課題に取り組み達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整える必要があります。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成する時期であり、成育環境等の理由により、自らの進路の選択が制約されることのないよう支援することが重要です。

青年期は、様々なライフイベントが重なり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、自己のライフイベントの選択を行うことができ、その決定が尊重される取組や相談支援が必要です。

イ 展開する施策

(ア) 乳幼児期における愛着形成の支援

乳幼児の育ちには、アタッチメント(愛着)の形成と豊かな遊びと体験が不可欠で、これらを通じてこどものウェルビーイングが高まっていきます。また、このことを社会全体で認識し、乳幼児期の愛着形成に取り組むことが重要です。

(イ) 質の高い幼児期の教育、保育の確保

こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、発達段階に応じた質の

²³ 身体的、精神的、社会的に良い状態にあること

高い教育、保育及び子育て支援を提供します。

a 教育、保育区域²⁴の設定

教育、保育の区域の設定は、保育所の認可権限を県から市町村に移譲しており、また、市町村がそれぞれの主体性に基づき、教育、保育の供給等の事業を実施することが望ましいため、市町村を単位とします。

b 教育、保育の量²⁵の見込み等

各市町村の子ども・子育て支援事業計画における数値が、県の設定した区域ごとの数値となります。また、実施しようとする教育、保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等は後掲のとおりです。

c 子ども・子育て支援給付に係る教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の確保

(a) 地域の実情に応じた教育、保育の提供

保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園への移行等を含め、地域の教育・保育の提供体制を整える市町村に対し、必要な助言等を行います。

(b) 教育、保育施設及び地域型保育事業²⁶を行う者の相互連携

質の高い教育、保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、教育、保育施設と地域型保育事業者が円滑な連携を促進します。

(c) 地域子ども・子育て支援事業²⁷に従事する者の確保及び資質の向上

放課後児童クラブ²⁸や地域子育て支援拠点事業²⁹などの従事者が必要な知識、技能を習得する研修を実施し、資質の向上を図ります。

(d) 幼児教育と小学校教育の連携

幼児教育と小学校教育の関係者がお互いの教育内容や方法などの理解を深めるため、保育士等の小学校見学、小学校教員の保育所等の見学や保育士等と小学校教員との意見交換の推進に努めます。

(e) 教育、保育施設等における事故防止

教育、保育施設や認可外保育施設等においては、こどもが安全、安心で健やかに育つことが重要であるため、保育中の事故防止、事故発生時の対応、再発防止の取組を進めます。

d 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

²⁴ 教育、保育を提供する範囲

²⁵ 教育、保育の利用定員総数

²⁶ 主に待機児童が多い0～2歳児を対象に、少人数で保育を行う事業

²⁷ 市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業

²⁸ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後等に安全な遊び場や生活の場を提供する事業

²⁹ 公共施設や保育所、児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業

県における児童福祉法等に基づく指導監査、立入調査については、必要に応じて、市町村における特定子ども・子育て支援施設等への指導監査と合同で実施することとし、特にこどもの生命、心身への重大な被害が生じる恐れがある場合は、市町村と協力して対応にあたります。

- e 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- (a) 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者等の確保

保育士等の人材不足は、待機児童の主な要因であり、また特定教育、保育の提供の質の向上等には、保育士等の人材確保が円滑になることが必要であるため、保育士等の処遇改善、ICTの活用を含めた保育所等の労働環境改善、これから保育の現場への就職をめざす学生や潜在保育士に向けた保育士、保育の現場の魅力発信等を推進し、保育士等の人材確保に取り組みます。

- (b) 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者等の資質及び専門性の向上

幼稚園、保育所、認定こども園などの施設類型、公立、私立の種別を問わず、職階、役割に応じた研修などにより、資質及び専門性の向上を図ります。

- f 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村を、ICTの活用によるサービスの向上を含め支援するとともに、市町村と連携し、限られた地域の資源を有効に活用し、より高い効果を得るための広域調整を行います。また、こども誰でも通園制度³⁰について、実施主体である市町村を支援します。

- g 教育、保育情報の公表

こどもの保護者が特定教育、保育施設または特定地域型保育事業を適切かつ円滑に利用できるよう、これらの情報を県ホームページに掲載する等により公表します。

- (ウ)学童期、思春期の支援

こどもの発達に応じた学びを確保し、自己肯定感や道徳性、社会性、アイデンティティを育みます。

- a 学習習慣の定着

家庭等で計画的に学習に取り組める課題の設定、放課後等の学びの場や時間の設定、ICTの活用等を通して、学習習慣の定着を図ります。

- b 学力向上の推進

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの育成、学びに向かう力、人間性等の育成の実現に向けて、児童生徒が主体的に学ぶ授業を推進します。

³⁰ 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付

c 性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援

思春期のこころとからだの問題について、こども自身が妊よう性(妊娠する力)や低出生体重児出産のリスク等妊娠・出産についての正しい知識を身に付け、責任ある意思決定や性行動、将来のライフプランについて考えられる機会を提供できるよう、高校生等を対象とした思春期保健に関する講座を実施します。

d 20歳未満の者の喫煙、飲酒対策

市町村や関係機関等と連携し、20歳未満の者に対し、飲酒や喫煙が健康に与える影響について、十分な知識を身に付けることができるよう、学校で行われる健康教育や出張講座等を通じて、飲酒や喫煙に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(エ) 青年期の支援

自己のライフイベントにおいて、自身の意思が尊重された選択ができるよう支援します。

a 大学等の進学助成

b 就職相談、支援

c ライフデザインの形成支援

d プレコンセプションケアの推進

将来の妊娠を考えながら、自分のライフプランに適した健康管理を行うことにより、将来の健やかな妊娠・出産だけでなく、次世代のこどもの健康にも繋がっていくため、プレコンセプションケアに関する様々な情報提供や啓発に取り組みます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

ア 現状と課題

少子化や家族形態の多様化、急速に進展する情報化等により、他者と直に接する機会が減少し、コミュニケーション能力や規範意識、協調性等が低下しているとの指摘があります。

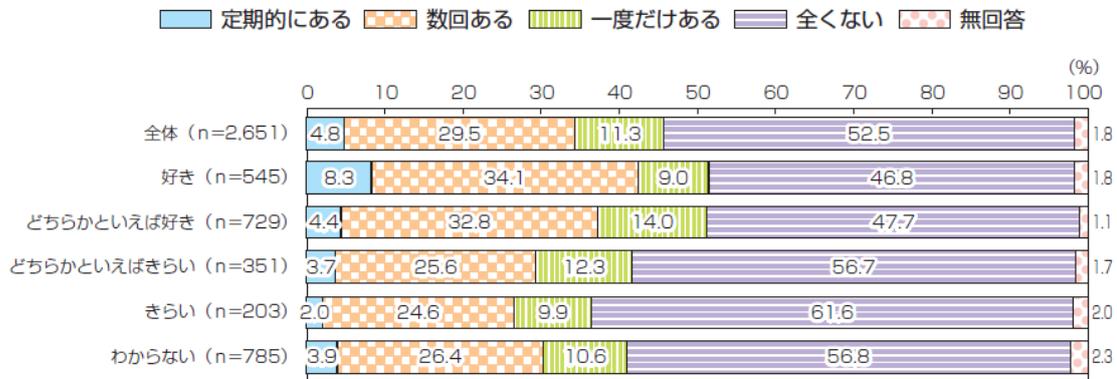
地域におけるつながりの希薄化や地域活動への関心の弱まりなどにより、地域力が低下し、こどもの豊かな人間性や社会性を育む体験活動の機会が減少しています。

こどもは、遊びや体験活動により想像力や好奇心、思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力など、社会生活に必要なことを身に付けます。こどもの健やかな成長には、このような活動の機会を保障することが重要です。このような活動は自己肯定感を育むことにもつながります。

また、こどもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であることから、食について学び体験する機会も大切です。

図表 36

自然体験と自己肯定感の関係（和歌山県）



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」（令和2年度）

イ 展開する施策

(ア) 多様な遊びや体験の機会、環境づくり

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等を養い「生きる力」を育むため、年齢や発達の程度に応じて、多様な体験や遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや学び、体験の機会や場を創出します。

- a 自然体験、文化芸術体験、職場体験等の体験活動の推進
- b 体験、交流活動等の場の整備

(イ) 生活習慣の形成、定着の推進

体力は「生きる力」の基盤となり、健康維持に加え、意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわっています。体力の維持、向上には基本的な生活習慣を身につけることが欠かせません。そのため、生活習慣を学ぶ機会を提供します。

a 生活習慣の形成

家庭や学校、地域と連携して、「早ね・早おき・朝ごはん」運動などを通じ、基本的な生活習慣を身につけるための取組を実施します。

b 食育の推進

子ども、若者が食に関する知識を習得し、健全な食生活が実践できるよう努めます。

c 体力の向上

外遊びを通じて体を動かすことの楽しさを身につけるとともに、体育の授業の充実や運動部活動の推進などを通して運動機会を拡大させ、体力の向上を図ります。

(ウ) 子どもや若者の社会での活躍を支援

文化やスポーツ、国際交流活動等を通じた感受性の育成や自己実現を図る機会を提

供し、子どもや若者が主体的に活躍できるよう支援します。

(3) 子どもや若者の安全、安心を確保

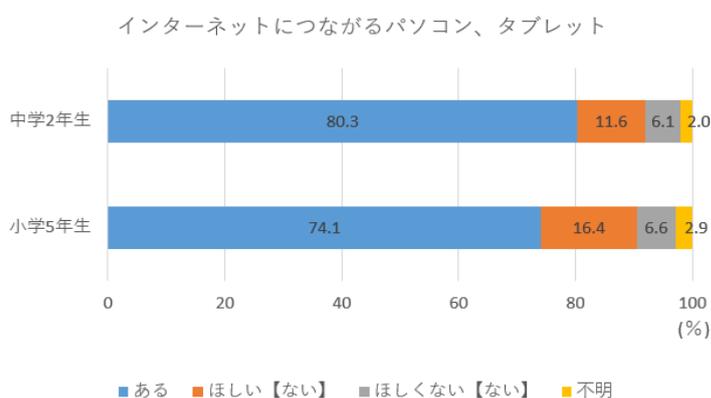
ア 現状と課題

犯罪被害や事故から子どもの生命を守り安全を確保することは、子どもが健やかに成長する大前提です。しかし、子どもや若者が SNS などのインターネットを通じて知り合った相手から性的被害を受ける事件が多数発生するなど、子どもの生命、尊厳、安全を脅かす深刻な状況にあります。子どもや若者が、犯罪、事故、災害等から自分や他者の安全を守ることができるよう、発達の段階に応じた安全教育を行う必要があります。また、犯罪被害や事故から子ども、若者を守るには、家庭や学校、地域、行政、警察、医療機関等が連携して取り組む必要があります。

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。その態様は、SNS 等での誹謗中傷や悪質な書き込み等、様々です。いじめ根絶に向け、予防、早期発見、早期対応、早期解決のための体制強化が必要です。

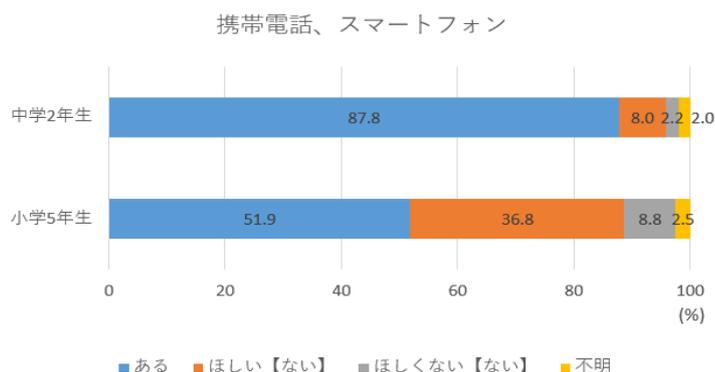
和歌山県では、南海トラフの地震が高い確率で発生すると想定されています。何よりも守らなければならないのは人命です。地震や津波をはじめとする災害から身を守り、被害を最小限に食い止めるためには、防災についての正しい知識を身に付け、災害発生時に率先して行動できるようにする必要があります。

図表 37



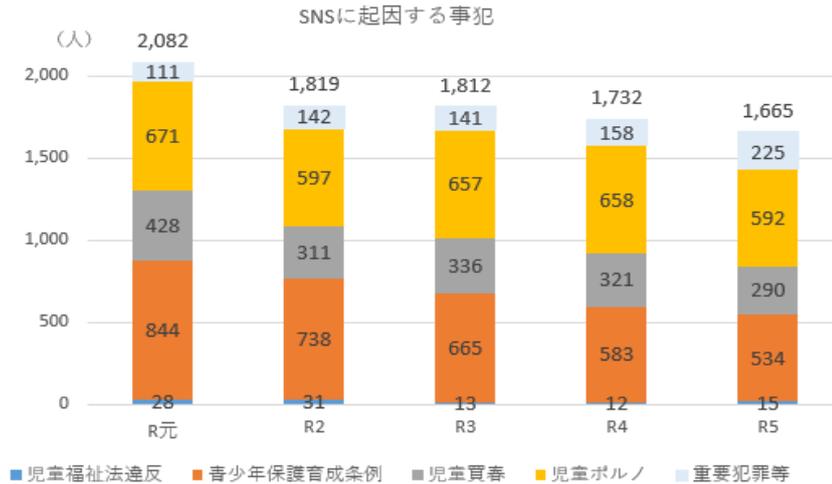
出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

図表 38



出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

図表 39



出典：警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

イ 展開する施策

(ア) 防犯、交通安全対策、防災教育

犯罪、事故や災害から子どもや若者の生命、身体を守るため、危機管理や防災についての正しい知識を普及します。

a 安全教育の推進

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者を守る能力を養うため、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。

b 情報モラル教育の推進

情報社会で適正な行動をとれるよう、情報の正しく安全な利用に向けた教育や啓発活動を推進します。

c 防災教育の推進

防災についての正しい知識や災害発生時等に解決すべき問題に対応できる判断力、実践力を身に着けるための取り組みの充実を図ります。

(イ) 有害環境等への対応

子どもや若者の健全な成長を害する環境の浄化に向けた取組を推進します。

a 子どもや若者が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、県内18歳未満の青少年のインターネット上の違法、有害情報の把握に努め、プロバイダに対する削除依頼等、

インターネット環境の整備に取り組みます。

b 有害環境の浄化活動の推進

こどもや若者に有害な図書類の規制や酒類、たばこの20歳未満の者への販売禁止、アルコール、薬物やインターネットなど各種依存症の防止など、有害環境の浄化に向けた取組を推進します。

(ウ) いじめ防止

いじめ防止、早期発見、早期対応、早期解決のための体制強化を行います。

a こども SOS ダイアルや SNS を活用した相談実施

b いじめを許さない環境づくりの推進

c いじめの早期発見、早期解決

(エ) 不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止

体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

a 校則の見える化

b 教職員への周知

3. すべてのこども、若者やその世帯を対象とした良好な成育環境の確保

(1) こどもの貧困の解消に向けた対策

ア 現状と課題

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利を侵害するとともに社会的孤立にもつながる深刻な問題です。

貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることのないよう、その解消に向けて社会全体で全力をあげて取り組む必要があります。

和歌山県のこどもの相対的貧困率³¹は、令和5年度に実施した「子供の生活実態調査」によると10.7%で、平成30年度に実施した同調査より低下してはいるものの約10人に1人は貧困状態にあります。

図表 40

所得段階別の分布

	所得の範囲	件数	%	% (除判定不能)
所得段階Ⅰ (中央値以上)	245万円以上	4,245	45.8	50.9
所得段階Ⅱ (中央値の2分の1以上)	123~245万円未満	3,203	34.5	38.4
所得段階Ⅲ (中央値の2分の1未満)	123万円未満	897	9.7	10.7
判定不能	—	932	10.0	—

³¹ 相対的貧困率：所得（等価可処分所得）の中央値の半分に満たない状態

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(R5)

前回（H30）との比較

	今回調査（R5）		前回調査（H30）	
	所得の範囲	%	所得の範囲	%
所得段階Ⅰ（中央値以上）	245万円以上	50.9	238万円以上	51.3
所得段階Ⅱ（中央値の2分の1以上）	123～245万円未満	38.4	119～238万円未満	37.2
所得段階Ⅲ（中央値の2分の1未満）	123万円未満	10.7	119万円未満	11.6

ひとり親世帯では、母子世帯の相対的貧困率が42%で高くなっています。

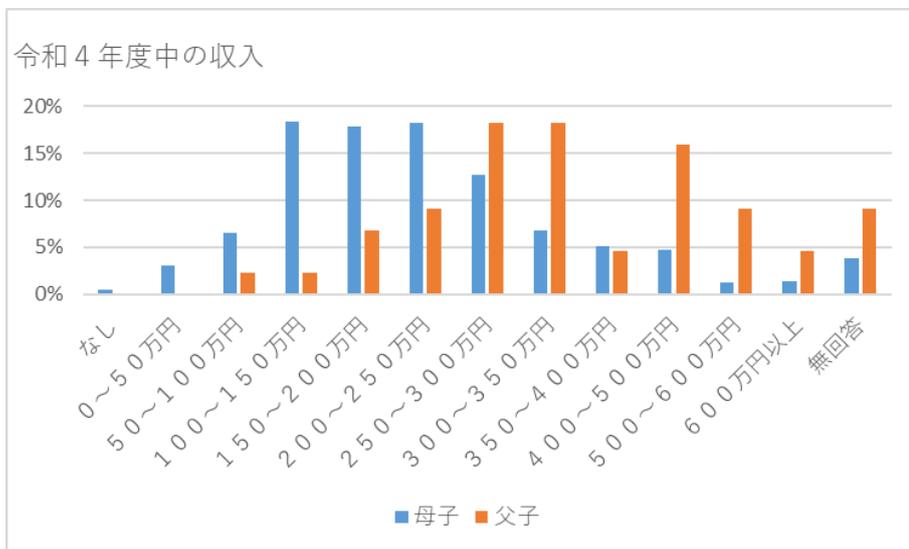
図表 41

	所得の範囲	母子世帯		父子世帯	
		件数	%	件数	%
所得段階Ⅰ（中央値以上）	245万円以上	134	12.7	42	38.9
所得段階Ⅱ（中央値の2分の1以上）	123～245万円未満	477	45.3	57	52.8
所得段階Ⅲ（中央値の2分の1未満）	123万円未満	442	42.0	9	8.3

出典：和歌山県「和歌山県ひとり親家庭等実態調査」（R5）

母子家庭では年間収入「100～250万円」の世帯が全体の5割以上を占めています。父子家庭では「250～350万円」の世帯が最も多くなっています。

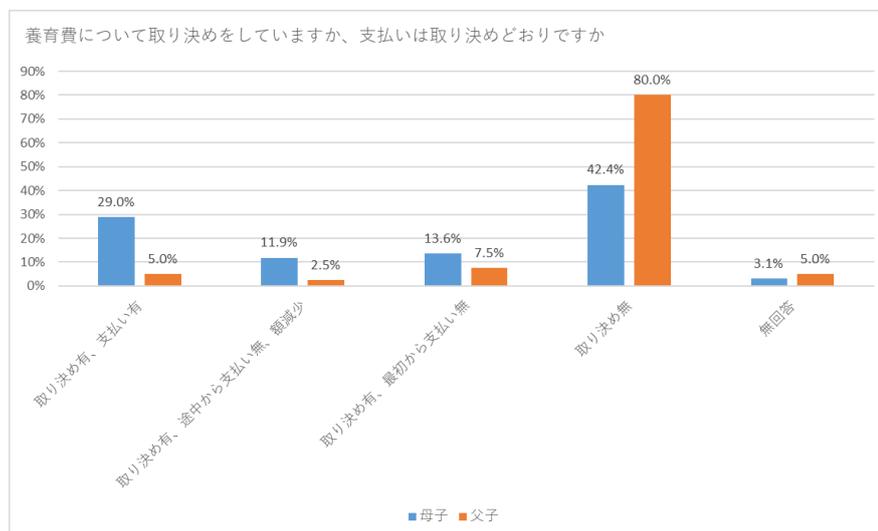
図表 42



出典：和歌山県「和歌山県ひとり親家庭等実態調査」（R5）

母子家庭の4割以上、父子家庭の8割が養育費について最初から取り決めをしていません。取り決めがあっても母子家庭の11.9%が途中から支払がないか額が減少し、13.6%が最初から支払がありません。

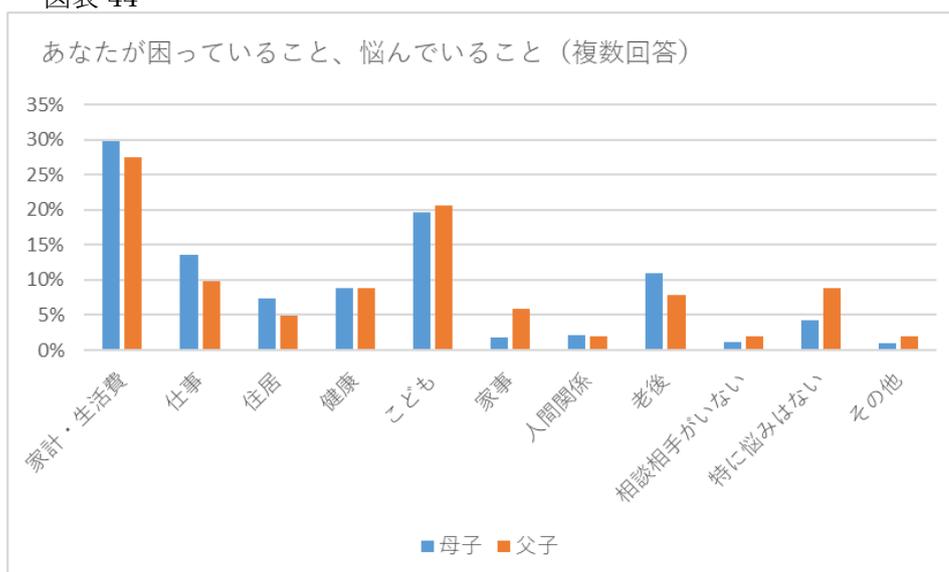
図表 43



出典：和歌山県「和歌山県ひとり親家庭等実態調査」(R5)

母子家庭・父子家庭ともに、「家計・生活費」、「子ども」、「仕事」の順に悩みとして多く挙げています。

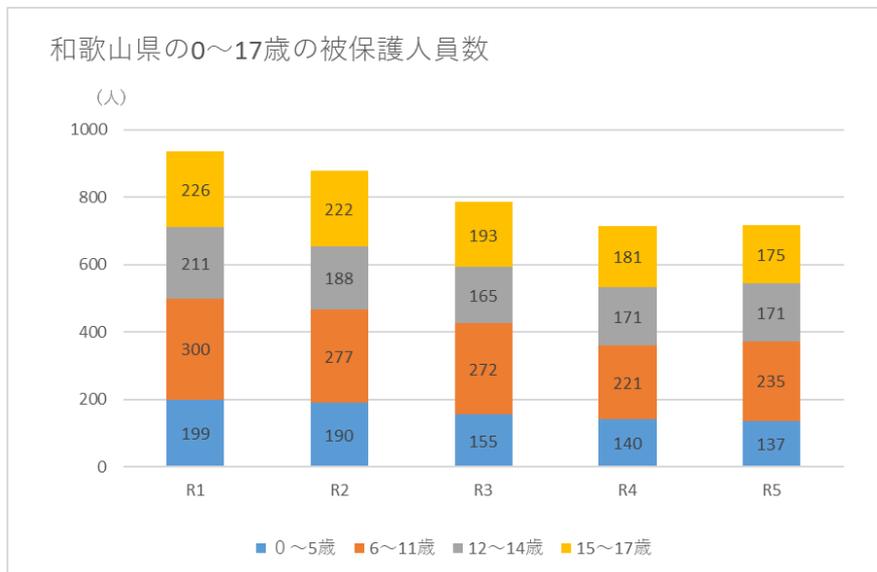
図表 44



出典：和歌山県「和歌山県ひとり親家庭等実態調査」(R5)

和歌山県で生活保護を受けている 0～17 歳の人数は若干減少してはいるものの、700 人を超えています。

図表 45



和歌山県の生活保護世帯において、県内全体や全国に比べて高等学校中退率が高くなっています。また、高等学校卒状況は、県内全体や全国の生活保護世帯に比べて大学等進学率が低く就職率が高くなっており、就職せざるを得ない状況にあると思われます。

図表 46

生活保護世帯のこどもの進学率、就職率、高等学校等中退率

○中学校卒業後

高等学校等進学率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
令和3年度卒業	99.0	98.4	98.8	93.8
令和4年度卒業	99.1	98.2	98.7	92.5

就職率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
令和3年度卒業	0.1	1.6	0.1	1.1
令和4年度卒業	0.1	1.8	0.2	1.3

高等学校等中退率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
令和3年度卒業	1.3	4.1	1.1	3.3
令和4年度卒業	1.0	6.4	1.4	3.7

○高等学校等卒業後

大学等進学率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
令和3年度卒業				
大学・短期大学	56.0	14.5	59.5	23.3
専修学校等	21.4	21.8	16.8	19.2
令和4年度卒業				
大学・短期大学	57.0	15.2	60.8	24.0
専修学校等	20.1	21.7	16.2	19.2

就職率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
令和3年度卒業	18.1	45.5	14.7	39.6
令和4年度卒業	17.9	45.7	14.2	39.1

出典：文部科学省「学校基本調査」「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

和歌山県「和歌山県の生活保護」

和歌山県の要保護・準要保護児童生徒数は減少傾向にあります。就学援助率は全国に比べ高くなっています。

図表 47



出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

イ 展開する施策

(ア) 教育の支援

すべてのこどもが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

a 保育料等の助成

すべてのこどもが安心して年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育、保育を受けられるよう支援します。

b 教育費負担の軽減

こどもが安心して教育を受けられるよう、授業料や就学、進学にかかる費用を支援します。

c 学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置づけ、支援体制を強化

学校を窓口として、貧困家庭のこどもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげます。

d 地域における学習支援

地域学校協働活動等において、学習支援や体験活動を充実します。

(イ) 生活の安定に資するための支援

貧困の状態にあるこども、若者は貧困に伴って様々な不利な条件を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう懸念があります。こどもの貧困の改善に向けて、まず保護者が自立した生活を営めるよう保護者の相談対応事業を進め、こどもの希望を踏まえた進路選択に向け

て、生活環境の改善のための支援を行います。

a 保護者の生活支援

様々な課題を抱える保護者に対し、包括的な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進します。

b こどもの生活支援

健全な発育や健康の維持、増進のため、基本的な生活習慣の定着や家庭的な環境の整備を図ります。

c こどもの就労支援

就職を希望するこども、若者が就職し、自立できるよう支援します。

d 住宅に関する支援

生活の安定に必要な住宅を確保できるよう支援します。

(ウ) 保護者の就労支援

保護者の就労は、一定の労働収入によって生活の安定を図ることはもちろん、多様で柔軟な働き方によるこどもと過ごす時間の確保や、働く親の姿を見てこどもが労働の価値や意味を学ぶなど、貧困の連鎖を防止する上でも大きな意義があります。このことから、保護者の就労を支援します。

a 職業生活の安定と向上のための支援

非正規社員の正社員化など、所得の増大や、仕事と家庭が安心して両立できる働き方を推進します。

b 困窮世帯等への就労支援

生活困窮者等の状況に応じ、就労に必要な生活習慣や社会参加能力の向上を図ります。

(エ) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて生活支援や就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

a ひとり親家庭の生活支援

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備します。

b ひとり親家庭の保護者の就労支援

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、きめ細やかで継続的な自立、就労支援を実施します。

c ひとり親家庭の経済的支援

こどもやひとり親自身に要する医療費負担の軽減や、養育費の確保支援を実施します。

(2) 障害等のある子ども及び若者への支援

ア 現状と課題

障害、発達特性、病気等のある子どもや若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援とのつながりの中で発達や自立を支援する必要があります。

イ 展開する施策

(ア) 地域における支援体制の強化

心身の発育や発達、病気等の状態に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育が連携し、地域における障害や病気のある子どもの支援体制の強化や切れ目ない施策を推進します。

心身の発育や発達、病気の状態に応じた適切な支援を受けられるよう保健、医療、福祉、教育等と連携して地域における障害児の支援体制の強化や切れ目ない施策を推進します。

a 障害児者サポートセンター等での相談対応

障害児者サポートセンター等の専門機関で、障害のある子どもに関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。

b 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の各圏域設置

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。

c 難病子ども・保健相談支援センター等での相談対応

難病・子ども保健相談支援センターや保健所において、引き続き、難病等により長期療養を必要とする子ども等やその家族の精神的な不安等を解消し、生活の質を向上させるための相談・支援を実施します。

d 聴覚障害児支援拠点を中心とした巡回相談等の実施

聴覚障害の早期発見・早期支援が切れ目なく図られるよう、聴覚障害児支援拠点を中心に、保健・医療・福祉・教育の連携を強化するとともに、きこえとことばに不安のある乳幼児とその保護者に対して、「乳幼児きこえとことば相談」による地域巡回を通じて、適切な情報発信や相談支援を行います。

(イ) インクルーシブ教育の推進

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

a 通級指導教室の体制整備促進

全ての学校において、障害のある子どもたちへの支援の充実に向け、学校長の要請により、特別支援学校教員や、小学校・中学校の通級指導教室担当教員等の特別支援教育に関する専門性のある教員による巡回相談を実施し、校内委員会

の機能強化を支援します。

b 交流及び共同学習の充実

特別支援学校と小学校・中学校・高等学校等の交流及び共同学習を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が互いに理解し合う取組を進めるとともに、心のバリアフリーの推進に取り組みます。

(ウ) 経済的支援

身体障害、知的障害、精神障害を有する児童の養育者の経済的負担を軽減し、長期にわたり療養を必要とする児童等の医療費の助成を行います。

a 特別児童扶養手当の支給

b 小児慢性特定疾病医療費の助成

c 身体障害者手帳対象外の軽度、中等度難聴児への補聴器購入費の助成

(エ) 就労の支援

障害者雇用の一層の促進を図るとともに、労働、福祉、教育が連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援に取り組みます。

a 就労体験の実施

b 障害者雇用促進の啓発

(オ) 地域社会への参加と支援

障害者スポーツの普及や文化、芸術活動の充実を図ります。

a 障害者スポーツ大会等の開催

特別支援学校の生徒がスポーツを通じて交流する機会を確保するため、県特別支援学校体育大会の開催支援や近畿大会への生徒の派遣を支援します。

b 外泊を伴う外出の機会の提供

「和歌山県障害児者親子のつどい」を開催し、県内の障害のある人とその家族にとって貴重な経験となる外泊を伴う外出機会を提供し、社会参加を促進します。

c 文化、芸術活動を支援する人材の育成

障害のある人による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を目的に、障害者芸術に係る人材育成研修を実施します。具体的には、各事業所等へ講師を派遣する「出前教室」や障害福祉サービス事業所職員、特別支援学校教職員等を対象とした研修会を開催します。

(3) こども虐待防止対策の強化

調整中

ア 現状と課題

児童相談所への虐待の相談件数は年々増加し、R5年度は2,192件で、児童虐待防止法が施行された平成12年度の160件から約13.6倍となっています。また、児童相談所に対応した相談の内容については、身体的虐待422件、ネグレクト472件、心理的虐待1,283件、性的虐待13件で、主な虐待者は94.7%が実父母となっています。なお、児童相談所へ寄せられた虐待相談のうち、最も多いのは警察759件(34.6%)、次に市町村478件(21.8%)、次いで近隣・知人209件(9.5%)となっています。

虐待相談の傾向としては、平成12年度から平成25年度までは身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の順に多く相談が寄せられていましたが、平成26年度から心理的虐待が最も多くなっています。

国の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の報告では、令和2年度の虐待による死亡事例(心中以外)は47例(49人)で、そのうち0歳児の割合が65.3%(32人)と最も高くなっています。また、実母の抱える問題としては、「妊婦健診未受診」が38.8%(19人)「養育能力の低さ」が30.6%(15人)「育児不安」が30.6%(15人)、と高い割合を占めています。さらに、死亡事例(心中以外)のうち、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは85.1%でした。

児童相談所への虐待相談のうち、家庭の状況の変化に気づきやすい近隣・知人からの通告を見ると、平成19年度は21件(4.2%)でしたが、令和5年度は209件(9.5%)となっており、広報・啓発による効果が出ていると考えられます。しかし、死亡事例(心中以外)の多くは虐待通告がなかったという検証報告もあることから、今後も児童虐待防止に向け、すべての児童の健全な心身の成長を促すため、広く県民に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について、広報・啓発を行うことが必要です。また、児童が今後、自身の子育てにおいて望ましい行動を取れるよう、正しい知識を持つための取組が必要です。

近年、子育て家庭をとりまく環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組が必要です。特に、保護者が育てづらさを感じ負担を抱えやすい発達障害のある児童等への支援や、親子共に周囲に悩みを打ち明けにくい性暴力被害に対する支援も大切です。

児童虐待を発見する場合や発生した場合には、児童相談所と市町村は、速やかに情報共有を行い、迅速に対応することが必要ですが、児童虐待の背景には、母親が妊娠

期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村などが実施する子育て支援事業等により家庭の状況を把握し、早期に必要な支援につなぐことが大切です。令和4年改正児童福祉法においては、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされました。また、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存の事業とともに利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業が定められました。更に、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的に住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を法律上位置付けるとともに、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊産婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。

現在、県内すべての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行っております。さらに、県と市町村とは、平成30年度に「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと連携しています。また、母子保健法に基づき市町村に設置される、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」は、令和5年3月時点で全市町村に設置されています。一方、児童福祉法に基づき市町村に設置が求められている、児童とその家庭の相談支援や地域の関係機関による子育て支援ネットワークの構築等を担う「こども家庭総合支援拠点」も、同時点で27市町に設置されています。今後、「子育て世代包括支援センター」及び「こども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持ち、包括的な相談支援機能を担うこども家庭センターの設置が求められています。

また、ひとり親家庭や特定妊婦等からの多様なニーズに対応するため、市町村は母子生活支援施設をはじめとした関係機関と連携した支援を強化することが求められています。母子生活支援施設は、母子分離せずに児童を支援できる唯一の児童福祉施設であり、家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されることが期待されています。

このような要求に応じ、複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門的な知識を保有する人材の育成と人員体制の強化に努めるなど、市町村の体制を充実することが必要です。また、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、介護、医療、教育等の他機関連携が重要です。そのためにこども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築していくことが必要になります。

最後に、助産施設の利用につきましては、助産の利用が年間1件程度に止まっていることから、まず、特定妊婦等に助産制度を周知し、利用促進を図っていく必要があります。その上で、利用が増えてきた場合を想定し、体制を現状の利用の推移を見極めながら、計画していく必要があります。

イ 展開する施策

(ア) 児童虐待の発生予防

- a 児童虐待を防止するための啓発・学習の実施や、児童へのふれあい体験学習等の実施をとおして、児童虐待防止に向けた県民意識の醸成に努めます。
- b 児童と家庭に関する相談等体制や虐待防止のための保護者援助を充実させ、メンタルクリニックなど、発達障害児に対する支援、性暴力救援センター和歌山（わかやま mine）による性暴力被害に対する支援など各種支援体制の充実を図ります。
- c 市町村の母子保健事業や医療機関及び保健所など関係機関と連携し、虐待の早期発見や支援、要支援家庭への支援の促進に努めます。

(イ) 虐待の早期発見、早期対応

- a 市町村を中心とした支援体制の充実や関係機関等との情報共有の徹底し、児童虐待の見逃しを防ぎます。
- b 児童虐待通告への迅速・的確な対応のため、48時間以内の安全確認の実施及び児童の安全を最優先にした一時保護に取組み、そのための、関係機関との連携強化及び児童相談所の体制の強化を推進します。

(ウ) 市町村の児童家庭支援体制の構築等の取組

- a 県内全ての児童や家庭が、身近な地域で切れ目なく相談支援が受けられるようにこども家庭センターの整備を促進します。
- b 市町村が、児童相談所や警察、児童家庭支援センター、その他関係機関と連携しながら要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行うことができるよう、技術的助言を行うとともに、研修開催等による職員の専門性向上を図ります。
- c 保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するため、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）など、市町村が実施する支援事業の充実を図ります。
- d 母子生活支援施設は母子分離せずに児童を支援できる施設であることから、母子が共に暮らし、安定した生活を送ることができるよう、母子生活支援施設の活用を促進します。
- e 児童相談所の在宅指導について安全かつ健全にこどもが育つ家庭維持に向けて市町村との関係機関と連携していきます。
- f ヤングケアラー支援のため、教育分野や関係機関との連携体制を構築していきます。

- g 市町村の家庭支援事業等に対する、整備・充実について、市町村の家庭支援事業等への支援メニューへの必要な事業量の見込みや確保状況の把握し、その充実や、利用者への周知促進も市町村に促します。また、そのための市町村との連携及び、必要な助言、情報提供等を実施し、市町村を支援して行きます。
 - h 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進について、児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるよう、必要な支援を実施します。また、児童家庭支援センターが里親支援センターやフォスタリング機関の機能を一部担う、家庭支援事業の実施、在宅指導委託を増加させることなどにより、児童家庭支援センターの機能強化に努めます。
- (e) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- a 生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的に住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を実施するための体制を整備するとともに、利用勧奨等を通じて特定妊婦等に支援を着実にとどけます。
 - b 適切に助産施設を利用できる体制を維持しながら、特定妊婦等に助産制度を周知し、利用できるように努めます。
 - c 特定妊婦について支援対象者の把握や地域生活を支援するため、要保護児童対策地域協議会等を初めとする母子保健担当部局及び市町村との連携体制の構築を目指します。

(4) 社会的養護の推進

ア 現状と課題

平成 28 年改正法には児童が権利の主体であることが明記されるとともに、ビジョンにおいては「子どもは年齢に応じた意見表明権を持ち、意見の表明と適切な応答関係の保障は、子どもの発達の新基盤となる。意見を適切に表現することが困難な場合にはアドボケイトを利用できる制度の創設が必要である」とされ、更に、令和 4 年改正児童福祉法において、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する子ども意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置付けられました。児童の最善の利益を実現するためには、措置された児童等や一時保護された児童等の権利擁護の強化、意見表明の機会の場の確保が非常に重要となります。

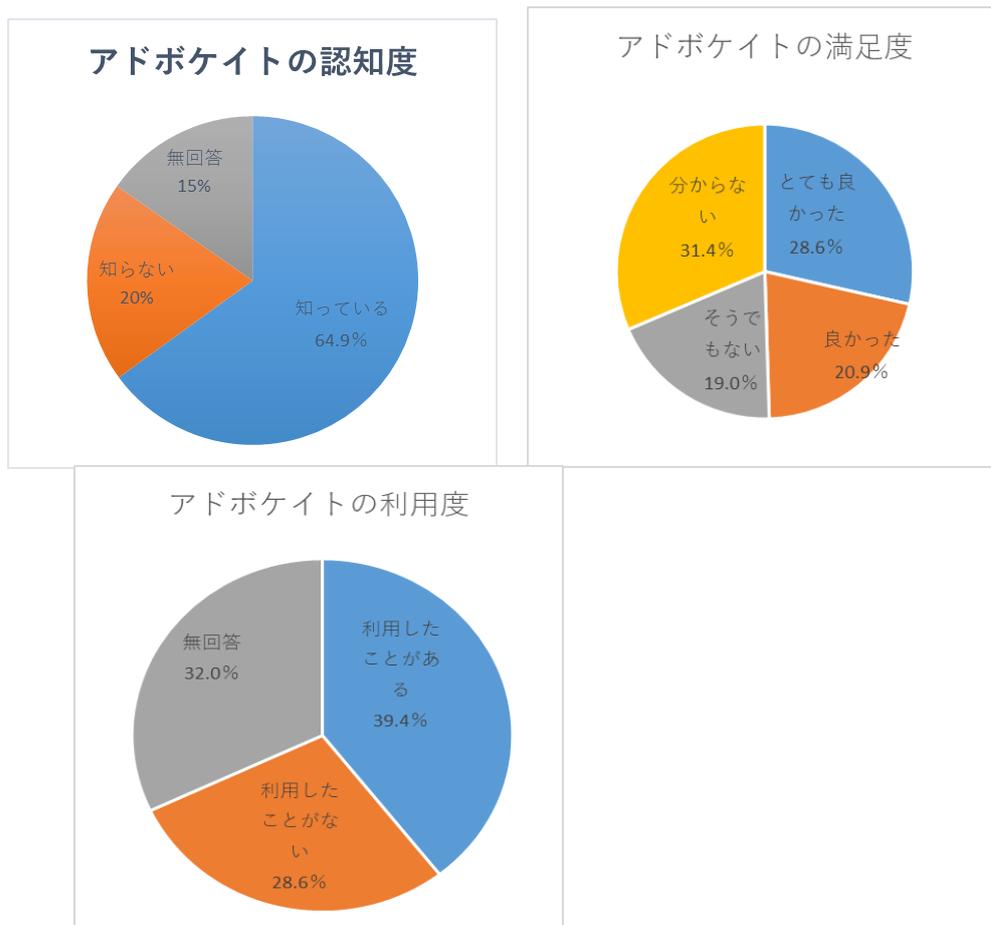
本県では、従来から、児童の権利について分かりやすくまとめた「子どもの権利ノート」を作成し、里親等に委託される児童や児童養護施設等に入所する児童等に児童相談所の児童福祉司や児童心理司（以下「児童福祉司等」という。）が説明するとともに、定期的に児童福祉司等が児童等へ面接を実施しています。さらに、児童養護施設等への

指導監査などの機会を捉え、意見箱の設置や児童会開催など、児童が意見を表明する場の確保を促し、児童の権利擁護の確保に努めてきたところです。

また、アドボケイトの導入についても、本県では、他に先駆けて令和4年より一時保護所においてアドボケイト事業を導入し、令和6年度からは児童養護施設においても、アドボケイト事業を開始し、児童の意見聴取に努めてきました。令和5年度の事業の実施状況は、

本県におきましては、あらためて、こどもが権利の主体であることを再確認し、「こどもの権利養護スタートアップマニュアル」「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）を踏まえ、具体的な取組を進めていきます。

今回の計画策定に当たり、実施した児童等へのヒアリング調査の結果、アドボケイトを利用したことのある児童は全体の約39.4%、アドボケイトを知っていると答えた児童は64.9%。利用した児童の内、満足したと答えた児童は49.5%であり、全体の認知度及び満足度はまだまだ十分といえるものではありません。



また、平成 28 年改正法により児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、永続的に安定した養育環境を保障する特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。更に、令和 4 年度改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされるとともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられたほか、県において、県内で、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務化されました。これらを踏まえ、児童相談所においては、市町村をはじめとする関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭用育優先の原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

親子関係再構築支援は、分離して生活していることどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一とするものではなく、こどもの最善の利益の実現を目的とし、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援である「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、都道府県が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市町村や関係機関、自治体内の他部署等を含め、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築することが求められています。

次に里親委託についてですが、令和 4 年児童福祉法改正により児童福祉施設として新たに位置付けられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱及びガイドライン等が定められています。

本県には、現在、里親支援センター「なでしこ」、里親支援センターほっとが現在稼働しており、講演会や里親制度説明会の開催、街頭キャンペーンなどの普及啓発活動、里親等の資質向上のための研修会開催、里親宅への訪問支援等の業務を行っています。これらの施策に加え、児童養護施設の里親支援専門相談員と連携し、児童相談所を交え、里親委託を推進していく必要があります。

現在の登録里親数の状況は、令和 4 年度の里親登録数は 1 8 7 世帯、前回計画時の平成 31 年 3 月末時点で里親登録している 1 2 9 世帯から、着実に増加しています。一方で、実際に委託を受けている世帯は令和 4 年度末で 3 4 世帯、平成 3 1 年の 3 8 世帯から増えていない状況で、受託率 18. 1% 受託につなげていない現状があります（平成 3

1年、受託率29.5%)。里親委託率を達成するためには、受託率を増加させることは必要不可欠であり、未委託里親に対するトレーニング事業を更に促進する必要があります。

また、里親制度の理解が進んでいないことも里親登録が進まない要因の一つであるため、児童相談所、市町村、児童養護施設等、民生委員・児童委員協議会、里親会、その他関係団体が連携し、紀北地域と紀南地域に「里親支援連絡会」を立ち上げ、地域住民への効果的な里親制度の普及啓発活動や里親制度に関する情報交換などに取り組んでいます。

次に、施設等を退所した児童が社会で自立した生活を送るためには、安定的で適切な居住環境や十分な所得、就学や就労の機会の確保など、様々な生活のための基盤が必要となります。しかし、社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、精神的にも経済的にも保護者等からの支援を受けられないまま、社会の中で生活していかなくてはならない場合があります。そのため、児童養護施設等入所中や里親の家庭で生活している間に、社会生活に必要な様々な知識、技術や経験が得られるように支援する必要があります。令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置付けられました。

本県では、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実数を把握していくとともに、児童養護施設入所児童等や里親等委託児童、児童養護施設退所児童等や里親家庭から自立した児童等（以下「退所児童等」という。）を対象に、生活技術等を習得するための講習会（以下「SST（ソーシャルスキル・トレーニング）」という。）の開催や、悩みを抱えた退所児童等への相談援助などを行うアフターケア事業を実施しています。さらに、経済的な負担を軽減するため、資格取得費用や生活費、家賃を貸し付ける自立支援資金貸付事業や、退所児童等が就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に必要な身元保証人の確保を支援する身元保証人確保対策事業を実施しています。

令和4年改正児童福祉法において、原則として20歳未満が対象であったものが、撤廃され、20歳以上の社会的養護経験者に対応するため児童自立生活援助事業の場所が拡充され、児童養護施設などや里親宅でも実施できるようになりました。従来 of 自立に向けた生活支援を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、令和6年4月現在で10か所あり（「子どもシェルター」を除く。）、これとともに、児童自立生活援助事業を計画的に整備していく必要があります。

イ 展開する施策

(ア) 代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を検討するにあたり、数値目標の基礎となる里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育が必要な「代替養育を必要とする児童数の見込み」について、算出します。

1 児童の人口推計(計画見直し時おける修正)

児童数の見込みは、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)により5年ごとに推計します。平成27年の国勢調査の各年齢別の人口割合から年齢区分別に算出しました。そこで、令和5年時において各児童数の見込みを人口推計から見直すと、人口減少の想定が当初より大きいことから、児童数の見込みにも反映されることとなります。計画策定時には10年間で約14,000人が減少することが見込まれましたが、最新の見通しでは10年間でおよそ40,000人が減少することとなります。

児童人口推計(計画見直し時における修正)

区分	実績				推計		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R9年度	R11年度
3歳未満	17,481人	16,920人	16,360人	15,779人	14,677人	14,275人	13,873人
3歳以上就学前	27,147人	26,341人	25,535人	24,729人	23,118人	22,049人	20,981人
学童	86,116人	84,520人	82,924人	81,328人	78,136人	74,349人	70,561人

期 以 降							
計	130,774 人	127,781 人	124,819 人	121,856人	115,931 人	110,673 人	105,415 人

2 代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を推進する上で基礎となる、計画期間中の「代替養育を必要とする児童数」を算出します。

算出方法は以下のとおりです。

$$\text{代替養育を必要とする児童数} = \boxed{\text{児童人口推計}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合 (潜在的需要を含む)}}$$

(1) 代替養育が必要となる割合

当初計画時には、平成31年3月末時点の児童人口に対して割合0.310%を採用しましたが、令和4年度末の児童数は313人。児童人口の減少及び児童養護施設等の小規模化に伴い減少傾向にあります。これを加味すると、令和4年度末時点の代替養育に必要となる割合は、0.250%となります。

現に代替養育を必要とする児童数の児童人口に対する割合

	H27年 度	H28年 度	H29年 度	H30年度
児童人口（18歳未満）	145,957 人	143,372 人	140,788 人	138,204人
代替養育児童数	405人	387人	408人	429人
乳児院	31人	29人	27人	35人
児童養護施設	307人	284人	305人	317人

	里親	58人	54人	54人	54人
	ファミリーホーム	9人	20人	22人	23人
現に代替養育を必要とする児童数の割合		0.277%	0.270%	0.290%	0.310%

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童人口（18歳未満）	130,774人	127,781人	124,819人	121,856人
代替養育児童数	329人	319人	313人	304人
乳児院	27人	29人	25人	人
児童養護施設	239人	226人	220人	人
里親	44人	44人	49人	51人
ファミリーホーム	19人	20人	19人	21人
現に代替養育を必要とする児童数の割合	0.251%	0.249%	0.250%	0.249%

（２） 新規入所措置等児童や一時保護児童数の状況

当初、養護相談対応件数の近年の増加を踏まえ、新規入所措置等児童数と一時保護児童数の状況や伸び率は、今後の代替養育が必要となる割合に影響を及ぼすと考えていましたが、新規入所措置等児童数は、代替養育の割合に影響を及ぼすとは考えられませんが、一時保護児童数の伸びがそれと相関関係がなく、令和4年までの実績を鑑みても、直接の相関関係にないことは明らかです。今回見直しにおいてはこれを加味することは見送ることとします。

新規入所措置等児童数及び一時保護児童数の過去10年間の推移

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度

新規入所 措置等 児童数	107 人	132 人	130 人	99人	160 人	142 人	139 人	121 人	121 人	85人
一時保 護児童 数	202 人	294 人	316 人	294 人	314 人	333 人	342 人	303 人	299 人	291 人

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
新規入所 措置等児童数	103 人	77 人	99 人	99 人
一時保護児童数	283 人	344 人	295 人	354 人

(3) 代替養育を必要とする児童数の見込み

上記の数値をもとに、代替養育を必要とする児童数を見込みました。代替養育を必要とする児童数は児童人口の減少に大きく影響を受けることは明らかで、代替養育を必要とする児童数の見込みは児童人口に応じ減少していくことが見込まれます。

代替養育を必要とする児童数の見込み（計画見直し時の修正）

	実績					推計		
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R2 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
児童人口	145,957	143,372	140,788	138,204	135,297	115,931	110,673	105,415
代替養育割	0.277%	0.270%	0.290%	0.310%	0.277%	0.250%	0.250%	0.250%
潜在的需要	—	—	—	—	—	—	—	—
代替養育を 必要とする 児童数の見 込み (①×②× ③)	405 人	387 人	408 人	429 人	329 人	297 人	277 人	264 人

代替養育を必要とする児童数の見込み（計画見直し時の修正）

区分	R2年度 (1年目)	R7年度 (5年目) (2期1年 目)	R9年度 (8年目) (2期3年 目)	R11年度 (10年目) (2期5年 目)
全体	329人	297人	277人	264人
3歳未満	26人	25人	23人	22人
3歳以上就 学前	65人	58人	54人	51人
学童期以降	238人	214人	200人	191人

3 里親等委託が必要な児童数の見込み

里親等委託が必要な児童数の算出方法は以下のとおりです。

里親等委託が必要な児童数

代替養育を必要とする
児童数

里親等委託が必要な児童の
割合

(1) 前期計画時の里親等委託が必要な児童の割合の算定について

前回計画時、家庭養育優先原則を十分踏まえたアセスメントの結果によって、児童の最善の利益の観点から個々の児童に対する措置が行われるものであって、里親等委託の推進のために機械的に措置が行われるべきではないとの観点から、平成29年度、平成30年度の2年間に乳児院、児童養護施設に新規入所措置された児童について、児童に必要な支援内容に着目した場合の措置先として里親等、乳児院、児童養護施設が最も望ましい養育環境であると考えられたケースをもとに里親等委託が必要な児童の割合を算出し、31.5%（3歳未満：50%、3歳以上就学前：33.3%、学童期以降28.4%）としま

した。それを、平成 30 年度において現に代替養育を必要とする児童数である 429 人に置換えた上で、里親等委託が必要な児童の割合を算出し、44.1%（3歳未満：50%、3歳以上就学前：33.3%、学童期以降28.4%）としました。

(2) 今回見直しにおける里親等委託が必要な割合の算定について

今回の見直しに当たっては、令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」において「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が定められ、国の目標値「乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上」を達成するよう、全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定することとされました。

里親委託等が必要な割合（国目標値）

区分	R4年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
全体	21.7%	25.8%	28.3%	43.2%	56.4%
3歳未満	11.1%	18.7%	23.3%	50.7%	75.0%
3歳以上就学前	28.8%	34.3%	37.6%	57.4%	75.0%
学童期以降	20.5%	24.0%	26.1%	38.8%	50.0%

里親委託等が必要な割合（従来値）

区分	H30年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
全体	17.9%	31.5%	33.6%	38.9%	44.1%
3歳未満	8.3%	32.0%	36.7%	46.1%	55.6%
3歳以上就学前	19.0%	32.7%	35.4%	40.9%	46.4%

学童期 以降	18.8%	30.5%	32.8%	37.4%	42.1%
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

(3) 里親等委託が必要な児童数の見込み

(1) で設定した里親等委託率の目標値により、里親等委託が必要な児童数の見込みを算出します。

里親等委託が必要な児童数の見込み(国目標値)

区分	R 7年度 (1年目)	R 9年度 (3年目)	R11年度 (10年目)
全体	78人	118人	168人
3歳未満	5人	11人	16人
3歳以上就学前	20人	30人	38人
学童期以降	53人	77人	114人

里親等委託が必要な児童数の見込み(従来値)

区分	R 7年度 (1年目)	R 9年度 (3年目)	R11年度 (10年目)
全体	93人	107人	116人
3歳未満	8人	10人	12人
3歳以上就学前	19人	22人	23人
学童期以降	66人	75人	81人

4 施設で養育が必要な児童数の見込み

施設で養育が必要な児童数の見込みは、代替養育を必要とする児童数の見込みから里親等委託が必要な児童数の見込みを減じて算出します。

施設で養育が必要な児童数の見込み(国目標値)

区分	R 7年度 (1年目)	R 9年度 (3年目)	R11年度 (10年目)
全体	199人	159人	96人
3歳未満	18人	12人	6人
3歳以上就学前	34人	24人	13人
学童期以降	147人	123人	80人

施設で養育が必要な児童数の見込み（従来値）

区分	R 7年度 (1年目)	R 9年度 (3年目)	R11年度 (10年目)
全体	184人	170人	148人
3歳未満	15人	13人	10人
3歳以上就学前	35人	32人	28人
学童期以降	134人	125人	110人

(イ) 当事者である児童の権利擁護の取組

- a 社会的養護の下で育つ児童が自らの意見を表明できるよう、児童が権利を有すること、また、意見表明の手段があることなどについて、児童へ周知します。
- b 児童相談所や児童養護施設等において、児童の権利に関する職員の意識の向上を図るとともに、児童が意見を表明するための取組を充実させます。また、児童の意見を第三者が代弁するアドボケイト事業の認知度及び満足度の向上など、さらなる拡充を目指します。
- c 児童の意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。

(ウ) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

登録里親数等の推移

	H30年度	R 1年	R 2年	R 3年度	R 4年度

		度	度		
登録里親数 ①	129 世帯	1 3 8 世 帯	1 6 5 世 帯	1 7 6 世 帯	1 8 7 世帯
委託里親数 ②	38 世帯	3 2 世帯	3 2 世帯	3 3 世帯	3 4 世帯
代替養育児童数 ③	429 人	3 4 0 人	3 3 6 人	3 1 9 人	3 0 5 人
委託児童数 ④	77 人	6 3 人	7 0 人	6 4 人	6 8 人
里親	54 人	4 4 人	4 5 人	4 4 人	4 9 人
ファミリーホ ーム	23 人	1 9 人	2 5 人	2 0 人	1 9 人
受託率 ②/①	29.5%	27.5%	19.3%	18.7%	18.1%
里親等委託率 ④ /③	17.9%	18.5%	20.8%	20.0%	22.2%

登録里親種別ごとの推移

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
養育里親数	122 世帯	1 2 9 世 帯	1 5 8 世 帯	1 7 0 世帯	1 8 0 世 帯
養子縁組を希望 する里親数	46 世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
専門里親数	14 人	1 6 人	1 6 人	1 6 人	1 8 人
親族里親数	6 世帯	5 世帯	7 世帯	6 世帯	7 世帯

・ 必要とされる里親・ファミリーホーム数

令和4年3月末時点で里親登録している187世帯のうち実際に委託を受けている世帯は34世帯、受託率は18.1%となっており年々減少しています。今後、里親に対する研修やトレーニングにより受託率を向上する必要があります。全国における平均受託率はおおよそ40%ではありますが、現在の受託率を考えれば、受託率を令和11年度に30%まで上昇させることを目標とします。

また、全国における、令和5年度末においての里親1世帯当たりの平均受託児童数は1.3人となっており、このことを踏まえて必要とされる里親数を算出します。

令和11年度において、里親等委託児童数は国目標値の場合、第4章で算出したとおり、168人と見込んでいます。本県では7か所のファミリーホームに児童を委託しており、定員における入居率は50%ほどで推移していますので、ファミリーホームの定員42人の50%を168人から減じた、147人を里親へ委託することになります。また、1世帯あたりの委託児童数は1.3人となるため、最低必要な里親数は114世帯（147世帯/1.3）となります。令和11年度の受託率の目標値は30%のため、里親等委託率の目標値を達成するためには380世帯（114世帯/0.3）の登録里親数が必要です。

必要とされる里親数(国の目標値)

	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
必要とされる 登録里親数 (③/②) / ①	187世帯	220世帯	364世帯	380世帯
委託里親数	34世帯	44世帯	91世帯	114世帯
受託率 ①	18.1%	20.0%	25.0%	30.0%
1世帯あたり の 委託児童数 ② (ファミリー ホーム除く)	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
委託児童数	68人	77人	118人	168人

里親 ③	49人	57人	98人	147人
ファミリー ホーム	19人	20人	20人	21人

必要とされる里親数

	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
必要とされる 登録里親数 (③/②) / ①	187世帯	220世帯	240世帯	246世帯
委託里親数	34世帯	44世帯	60世帯	74世帯
受託率 ①	18.1%	20.0%	25.0%	30.0%
1世帯あたり の 委託児童数 ② (ファミリー ホーム除く)	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
委託児童数	68人	77人	97人	116人
里親 ③	49人	57人	77人	95人
ファミリー ホーム	19人	20人	20人	21人

- a 家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託は、愛着形成など児童の発達ニーズから考え、乳幼児を最優先に里親等委託を推進します。

- b 里親制度への県民の理解を深めるため、里親支援機関、市町村、各団体・機関等と連携し、広報啓発を行うとともに、里親のリクルート活動を行い、全ての市町村に里親を確保します。
- c 養育力の高い里親等を養成するため、里親等の研修を実施するとともに、児童養護施設等での養育実習の受け入れを促します。
- d きめ細かな里親支援を実現するため、児童相談所の体制強化や里親支援機関の機能充実を図ります。
- e 各児童養護施設等に施設入所児童家庭生活体験事業の実施を促すなど、児童と里親の交流の機会を確保します。

(エ) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	5	1	0	0	1

- a 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築にむけ職員の体制の構築に努めます。
- b 親子関係再構築にむけ、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築していきます。
- c パーマネンシー保障の観点から、児童相談所においては、特別養子縁組等の検討については十分なアセスメントを行い、特別養子縁組等の一層の推進を図ります。
- d 特別養子縁組等の制度に関する啓発をさらに進め、県民への理解を深めます。
- e 予期せぬ妊娠などにより、保護者による養育が困難な場合、医療機関等と連携し、特別養子縁組を進める体制を構築します。
- f 民間あっせん機関との連携及び支援策を検討します。

(オ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
児童養護施設及び乳児院の定員の推移

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年 度	R 3 年 度	R 4 年 度	R5 年度
児童養護施設定員	375 人	375 人	375 人	286 人	286 人	264 人
暫定定員	337 人	335 人	335 人	277 人	271 人	263 人
乳児院定員	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
暫定定員	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
入所児童数 (児童養護施設、乳児院)	352 人	304 人	282 人	275 人	257 人	246 人

児童養護施設及び乳児院における小規模グループケアの推移

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童養護施設 (定員)	375 人	375 人	375 人	286 人	286 人	264 人
小規模 グループ ケア ①	99 人	120 人	132 人	168 人	174 人	198 人
分園	14 人	20 人	26 人	26 人	38 人	38 人
地域小 規模	12 人	18 人				
乳児院 (定員)	40 人					
小規模 グループ ケア②	11 人					

総定員 (児童養護施設、乳児院) ③	415 人	415 人	415 人	326 人	326 人	304 人
小規模化率 (①+②) / ③	26.5%	31.6%	34.5%	54.9%	56.7%	68.8%

- a できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設整備を促進します。なお、地域分散化については、本体施設の支援体制の構築や職員確保に留意しながら、各施設と協議しながら進めます。
- b 小規模かつ地域分散化された施設については、児童への支援がより手厚い職員体制で運営されるよう、支援体制の強化を促進します。
- c 医療的ケアの必要な児童や重篤な行動の問題がある等の児童に対する専門的ケアの支援体制の強化を図るため、専門職の確保や人材育成の取組を支援します。
- d 児童養護施設等の里親支援専門相談員の配置を促進し、里親のリクルート、里親等からの相談対応やレスパイト等の実施など、児童養護施設等の多機能化を促進します。

(カ) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

1 5歳以上の児童の措置解除理由（令和5年度実績）

	措置解除				
	家庭復帰	就職	進学	自立援助	その他
児童養護施設	3	15	5	4	2
里親	-	-	-	-	3
ファミリーホーム	-	1	-	-	-

- a 里親家庭や児童養護施設等で育つ児童等が、将来に不安を抱えることなく進路を選択できるよう、相談支援体制を充実します。
- b 退所児童等が自立後も安定した生活を送ることができるよう、里親家庭で生活をしている間や児童養護施設等入所中に自立を見据えた生活支援を行います。

- c 退所児童等が自立後に抱える困り事に対応できるよう、退所した児童養護施設等やアフターケア実施事業所による継続的な相談支援を行います。
- d 退所児童等のニーズをアンケートやヒアリング調査により確認し、自立した生活の支援に必要な事業の拡充、創設を行います。
- e 児童自立生活援助事業を計画的に整備し、社会的養護経験者の自立支援に努めます。

(5) 児童相談所・一時保護所の体制強化

ア 現状と課題

現在、児童相談所には児童福祉司等の専門職が配置され、児童虐待や非行、障害相談などあらゆる相談に対応するとともに、一時保護や里親等委託、施設入所等の対応、親子関係を修復し家庭へ復帰させる取組などを行っています。

国においては、平成30年3月及び平成31年1月に東京都、千葉県で発生した児童虐待死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定、さらに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定し、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策に必要な取組を行っていくこととされ、令和元年6月改正児童福祉法においては、児童への体罰禁止が定められるとともに、児童相談所への専門職員の更なる配置など、抜本的な体制強化が求められました。

本県においては、令和5年度の児童相談所における児童虐待対応件数は2,192件と過去最多となり増加の一途をたどっています。そのため、虐待通告などへの対応をより迅速かつ的確に行うため、弁護士や現職警察官を児童相談所に配置するとともに、緊急対応職員を任用するなどして体制強化に努めてきました。また、児童相談所と市町村による速やかな情報共有が大切であると位置付け、平成30年度に「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結しました。

児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、市町村への助言や、児童相談所と連携した児童・家庭への指導、里親等への相談支援などを担う児童家庭支援センターは、和歌山市に1か所、白浜町に1箇所設置しており、それぞれ、紀北地域、紀南地域を中心に活動しております。今後も、児童相談所から遠距離の地域や相談資源が少ない地域への適切な設置を推進していく必要があります。さらに、複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、児童相談所の専門職員には児童虐待のリスク要因の分析や家庭環境、児童の発育発達の理解等、高度な知識が求められるため、職責や職歴に応じた人材育成が必要です。

なお、平成28年改正法附則において、5年を目途として中核市が児童相談所を設置できるよう設置にかかる支援等の必要な措置を講じると規定されました。県内唯一の

中核市である和歌山市では、令和2年1月に子ども家庭総合支援拠点を設置しており、現時点では児童相談所の設置の予定はありません。

一時保護所の体制強化についても、一時保護の目的は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため（緊急一時保護）、又は児童の心身の状況等を把握するため（アセスメントのための保護）であることが明確化され、（平成28年改正法）、一時保護の見直しを実施し、更に令和4年度改正法において、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係彩子構築に向けた支援の充実が図られました。

令和6年3月にこども家庭庁より示された「一時保護ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、令和4年度児童福祉法等改正法により義務化された意見聴取等措置により把握したこどもの意見又は意向は、援助方針会議等の場において児童相談所の関係者で共有し、これを十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮して、支援の方法や内容等を検討する必要がある旨明記され、愛着形成への影響が最小限となるよう十分に配慮するよう示されました。また、意見聴取等措置については普段からこどもからの意見を真摯に受けて止める必要があること、信頼関係の構築に努めることなど、こどもの権利擁護スタートアップマニュアルを踏まえ、意見表明等支援事業の積極的な活用して行くことなどが追記されました。一時保護所の職員に対し、こども権利擁護に関する事項や、こどもの意見又は意向を尊重した支援の実施、こどもの年齢や発達状況、特性、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に配慮した個別ケアの実施等、こどもに対する権利擁護や、適切なケアを実施するために必要な事項についても研修の機会を確保することが求められています。通学についても、一時保護施設運営基準の第29条第3項において、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、適切な教育を受けられるよう必要な支援を行うこととしていることが追記されました。

これらを踏まえ、一時保護児童の年齢や入所に至る背景、性格特性、性的指向、性自認などに配慮した、丁寧なケアに対応するために個室化等を含めた施設整備を進めるとともに、児童養護施設等に専用施設の設置促進等に取り組む必要があります。

また、学習権を含めた、児童の権利が尊重され安心して生活できるよう、児童の年齢や心身の状況に応じた日課の提供やアンケートの実施等による意見聴取の取組、一時保護所での在所日数の短縮など児童の状況に応じた支援及び適切な施設運営を行う必要があります。

なお、一時保護所の個室化については、令和3年度の改修時に個室化を達成しております。また、第三者評価についても、令和 年度、第三者評価を受診し、適正な運

営や施設運営の透明化を図っています。さらにアドボケイト事業を一時保護所でも実施し、児童の意見表明権の確保につとめ、一時保護所の環境改善に努めています。

一時保護には、児童相談所に併設された一時保護所で行う一時保護と乳児院、児童養護施設等や里親等に対する一時保護委託がありますが、両者を合わせた一時保護全体の件数については、従来は300人前後で推移していましたが、近年増加傾向です。そのため、一時保護専用施設の設置については、急務と考え、設置促進を図っていきます。

イ 展開する施策

(ア) 児童相談所の強化等に向けた取組

- a 児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談所への児童福祉司、児童心理司、弁護士、保健師などの計画的な増員や組織・業務分担の見直しなどにより、体制強化を図ります。
- b 児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等の専門的な知識や援助技術の向上を図ります。
- c 児童相談所や市町村その他の関係機関と連携を図り、専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターについて、地域に密着したよりきめ細かな相談支援が可能となるよう設置を行います。

(イ) 一時保護改革に向けた取組

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
年間一時保護実人数	296 人	304 人	366 人	375 人	404 人
一時保護所での平均在所日数	31.3 日	27.5 日	23.5 日	23.8 日	25.2 日
全国平均	日	日	日	—	

- a 一時保護された児童の権利が尊重され安心して生活できるよう、児童の年齢や心身の状況などに応じた日課の提供やアンケートの実施等による意見聴取の仕組みを構築します。
- b 一時保護児童の年齢や入所に至る背景、性格特性、性的指向、性自認などに配慮した、丁寧なケアに対応するため個室化等を含めた一時保護所の施設整備を行うとともに、一人一人の状況に応じた専門的なケアが行える体制を構築します。
- c 一時保護された児童の立場に立った質の高い支援を行い、一時保護所の適正な運営や施設の運営の透明化を図るための外部機関による第三者評価を導入します。
- d 一時保護職員の専門性の向上のため、職場内外の研修を計画的に受講します。

e 児童養護施設等への一時保護委託は、児童の心身の状態や地域性、通学への配慮や性格特性に配慮した、丁寧なケアを行える体制の充実に努めます。

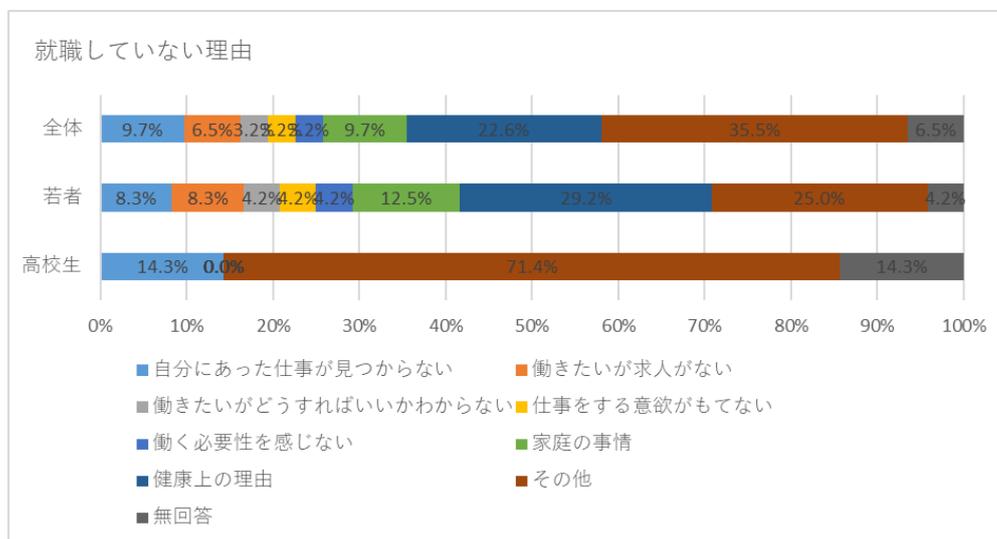
f 一時保護児童の学習権の確保のため、一時保護所に学習指導員を設置するなど、必要な支援を実施していきます。

(5) 特に配慮が必要なこども、若者への支援

ア 現状と課題

ニートやひきこもり、不登校等の問題は、個々の成育歴の中で相互に関連し、複合して生じる場合や背景には社会的要因がある場合があるなど、非常に複雑で多様な状況となっています。ヤングケアラーには、年齢や成長の度合いに見合わない過大な家事や介護の負担により、本人の成育や学業等への影響が懸念されます。本人や家族に自覚がない場合もあり、表面化しにくいことも問題です。また、本県在住の外国人とそのこどもが一定数いることを踏まえ、すべての外国人を孤立させることのない支援を目指します。こども、若者が抱える困難や課題は多様化していますが、誰一人取りこぼすことなく健やかに成長できるよう支援を行う必要があります。

就職していない理由は、「健康上の理由」が最も高くなっていますが、次いで、「自分にあった仕事が見つからない」が9.7%となっている。



出典：和歌山県「子育てに関する意識調査」(R5)

イ 展開する施策

(ア) 自殺対策

命を大切にすることを育む教育の推進や命の大切さに関する普及啓発、相談体制の充実、教員への研修、啓発など、自殺を防ぐ取組を推進します。

a 自殺予防の啓発、相談体制の充実

(イ) 不登校のこどもへの支援

すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、不登校の解消を目指します。

a 不登校児童生徒支援員やスクールカウンセラーの配置等、不登校等総合対策事業の実施

不登校児童生徒支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや教育支援センターの拡充等、支援体制を強化し不登校の未然防止や早期発見、早期対応、学校復帰、社会的自立に向けた支援に努めます。

b ICT等を活用した不登校児童への学習支援

学校内で安心して落ち着ける場所や教育支援センターでの学習、自宅でのICTを活用した学習等により学習支援を実施します。

(ウ) ひきこもり、ニートへの支援

ひきこもりは個人が抱える困難や課題が単一の問題ではなく、社会全体が抱える問題や課題が困難な状態にあるこどもや若者を生み出しており、どのようなこども、若者もその状態に陥る可能性があります。

ひきこもりにおいて、地域で、こども、若者の生活を包括して支援する必要があります。

a ひきこもり地域支援センターと関係機関との連携を強化

ひきこもり地域支援センターや保健所、市町村において、ひきこもりに関する相談支援を行います。

b 若者サポートステーション With You における若者の自立支援

キャリアカウンセリングや仕事に必要なスキルを身に着けるプログラムの実施等により就労を支援する。

(エ) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーはケアが日常化し学業や友人関係等に支障が出てしまうなど個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋がります。

(オ) 非行防止と自立支援

こどもや若者の非行防止やこどもや若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

a 少年サポーターによる非行防止教室、学校支援サポーターの学校派遣

b 警察と少年補導員や学生サポーターの協働による立ち直り支援活動

(カ) 外国に縁のあるこどもや若者の支援

就学状況等の把握や円滑な就学を目指した支援を行い、個人の実態に応じたきめ細かな日本語指導等の充実を図ります。

(キ) 若年妊産婦の支援

身近な地域で必要な支援を受けられるよう市町村や産科医療機関との連携体制を構築します。

a 市町村や産科医療機関と連携した支援

(ク) 犯罪被害者等の支援

こどもが犯罪被害に巻き込まれる事案が後を絶ちません。こうした犯罪が被害者に及ぼす身体的、精神的影響は計り知れず、被害にあったこどもの心身の負担を軽減し、立ち直り支援が必要です。

犯罪被害者等が、その受けた被害等を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、生活資金の貸付や弁護士による無料弁護士相談等の制度を関係機関・団体と緊密に連携協力しながら、総合的に推進していきます。

4. 社会全体でこども、若者や子育てを支援

(1) 地域全体でこどもを育む環境づくり

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進展に伴い、こどもや保護者と地域の関わりが希薄化し、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあり家庭の孤立が増えています。

また、地域力の低下に伴い、あらゆる年齢や立場の人が交流できる場所が減少しており、こどもが地域の中で育つ環境が少なくなっています。

長時間労働等により働く親が家庭や地域でこどもと一緒に過ごす時間を十分確保できなくなっています。保護者の注意の届かない時間が増え、こども達が安全に安心して過ごすことのできる居場所が必要です。

イ 展開する施策

(ア) こどもの居場所づくりの推進

自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わり、生きる上で不可欠な要素であることから、誰一人取り残さないようこどもとともにこどもの居場所づくりを推進します。

a こども食堂の設置拡大

すべてのこどもたちが安心して地域の大人と関わり、社会性を育む場として食事を提供し、学習支援や地域交流の拠点となるこどもの居場所づくりに取り組んでいる団体を支援します。

b 放課後児童クラブの整備推進

昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。また、そこに通うこどもの意見を聴取するとともに、従事者に助言を行い、放課後児童クラブの質の向上を図り

- ます。
- c 地域参加によるこども交流活動の支援
社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開されるESD※の視点を踏まえた活動、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。
 - d 子ども会や児童館での活動支援
子ども会の育成・充実を推進します。また、地域における小学生・中学生・高校生世代の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供します。
 - e こども若者シェルターの設置拡大
家庭等に居場所がないこどもや若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な場所の確保に取り組みます。
 - f 「第3の居場所」の設置推進
多様かつ複合的な困難を抱えるこどもが安心して気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援などこどもの状況に応じた支援を包括的に提供する居場所を設置します。
 - g 放課後こども教室の充実
公民館等を活用し、地域の人々の協力を得ながら、様々な体験活動や学習支援等を行う「放課後こども教室」の開設や運営を支援します。
- (イ) 学校・家庭・地域の連携・協働
学校、家庭、地域が一体となる仕組みづくりを推進します。
- a 地域とともにある学校づくり
学校と地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進するなど、こどもの成長を支える活動を地域住民等の参画のもと展開します。
 - b 学校を核とした地域づくり
育てたいこども像やめざす学校像等の目標やビジョンを地域や家庭で共有することで、こどもの成長を地域全体で支えます。
- (ウ) こどもまんなかのまちづくり
公共施設の遊び場や子育て関連施設の充実を図り、バリアフリー化を推進するとともに遊具の安全点検等を通じ、こどもが安全に遊べる環境づくりを推進します。
- a 公共施設の遊び場の充実
 - b こどもの不慮の事故防止のため関係機関の連携
こどもの発達段階に応じた事故予防の啓発に努め、家庭及び市町村、保健所、消防機関等の関係機関の連携により、引き続き、事故防止対策に取り組みます。

また、予防可能なこどもの死亡を減少させていくため、国の動向を注視しながら、CDR（チャイルド・デス・レビュー）³²の取組を検討していきます

c 公共機関等における駐車場適正利用

妊産婦の方に対しても公共機関等（公共施設や商業施設など）における障害者等用駐車区画を利用できる制度を実施します。

(2) こども、若者や子育てに関わる人への支援

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進展に伴い、こどもや保護者と地域の関わりが希薄化していることにより、保護者が孤立し、子育ての悩みや問題を抱える家庭が増加傾向にあります。

核家族化の進展等によりこどもに対する保護者のものの見方や考え方が及ぼす影響が大きく、こどもや家庭を取り巻く様々な社会問題が解消されにくくなっています。

こどもや若者が抱える問題は、複合的かつ複雑であることが少なくないため、こどもや若者の相談業務を行っている支援機関や相談員等については、支援に必要な知識や実践力を習得しておくことや他機関との連携が求められています。

イ 展開する施策

(ア) 親への支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう支援を推進し、すべての親を対象にこどもの成長に応じた、こどもへの適切な関わり方等を学ぶ機会を創出します。

a 子育て家庭支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域子ども・子育て支援事業を市町村とともに推進します。

b 経済的支援

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、3歳未満の保育利用料等の無償化、一時預かり利用料（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業、病児保育事業）の助成、乳幼児の医療費助成、給食費の無償化を引き続き市町村と連携し実施していきます。

c 家庭教育支援

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うために保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、家庭教育支援チームの普及など、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

d こどもの育ちに応じた親への支援

³² 「CDR（チャイルド・デス・レビュー）」とは、医療機関や行政をはじめとする複数の機関・専門家が連携して、亡くなったこどもの事例を検証し、予防策を提言する取組のこと。

こどもの育ちの過程に応じ、親がこどもへの適切なかかわり方等を学ぶ機会を設けるなど、すべての親の育ちを切れ目なく促す仕組みづくりを検討します。

(イ) こどもや子育て支援の担い手の養成と確保

民間協力者の確保や研修に取り組みます。

a 地域のこどもと関わる指導者の養成

こどもや若者の体験活動を育む体験活動指導者の養成・研修を支援します。

b 地域における多様な担い手の育成

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させます。また、同世代が行う困難を抱えたこどもを支援する活動を促進します。

(ウ) 専門性の高い人材の養成や確保

資質向上のための研修等を実施します。

a 分野横断的な支援人材

相談業務に従事する公的機関やNPO等の職員を対象として、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱えるこどもや若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施します。

b 教員の資質能力の向上

指導方法の研究・改善や、キャリア段階に応じて身に付けるべき資質や能力を示した指標に基づく教員研修の充実、県内市町村間の交流・他府県等への派遣を進め、教員の実践的指導力や専門性等の向上を図ります。

c 医療、保健、思春期心理関係専門職の養成や確保

医学部生や看護学生を対象に修学資金等を貸与することで、医療・保健関係従事者の人材確保を図ります。また、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行い、精神保健福祉センター等における相談体制を強化します。

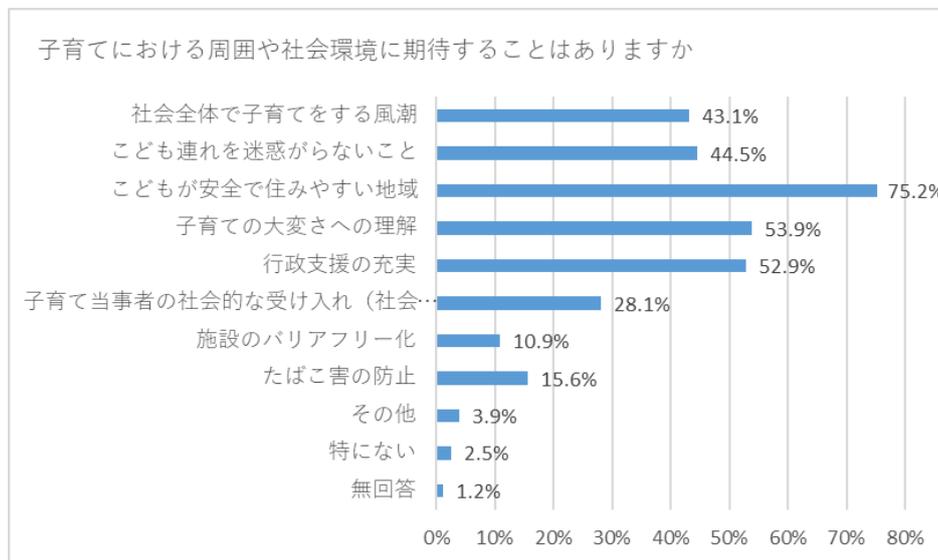
(3) こども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

ア 現状と課題

子育て当事者にとって今の社会は、こどもや子育てにやさしい社会と感じられず、子育て当事者は周囲や社会に対し「子育ての大変さ」への理解を求めています。こどもや子育てに対する不寛容が社会に存在します。

子育てにおける周囲や社会環境に期待することについて、「こどもが安全で住みやすい地域」が 75.2%で最も高く、次いで「子育ての大変さへの理解」が 53.9%、「行政支援の充実」が 52.9%となっています。

図表 48

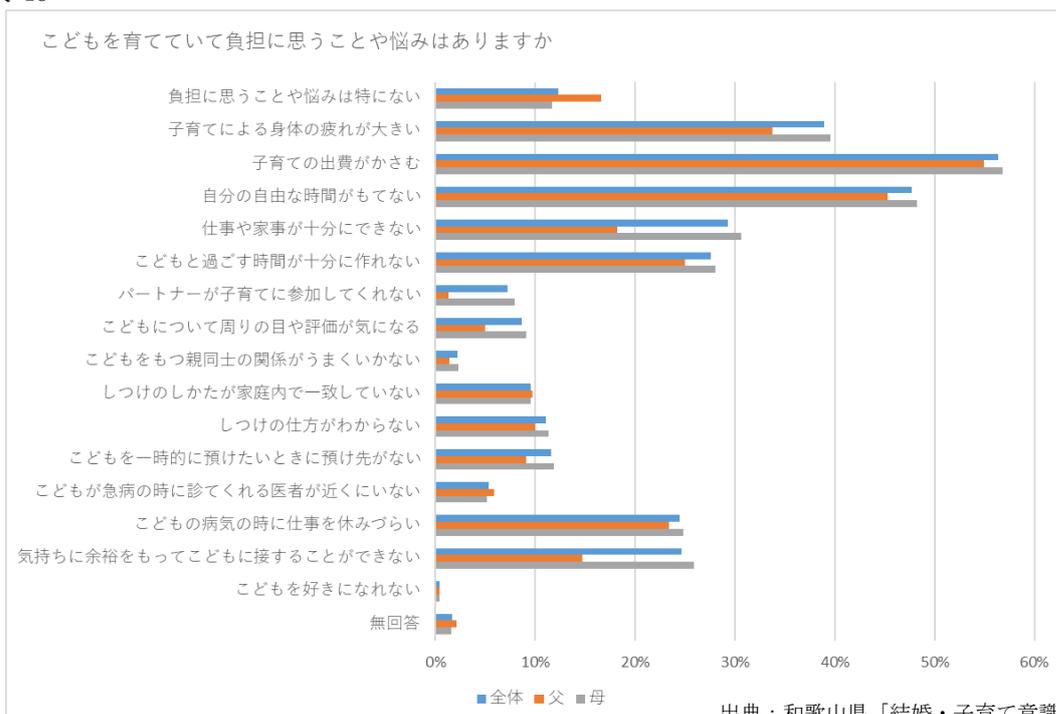


出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

こどもを育てていて負担に思うことや悩みについて、「子育ての出費がかさむ」が 56.4%で最も高くなっています。

父母別にみると、父親は「仕事や家事が十分にできない」「気持ちに余裕をもってこどもに接することができない」の割合が比較的低くなっています。

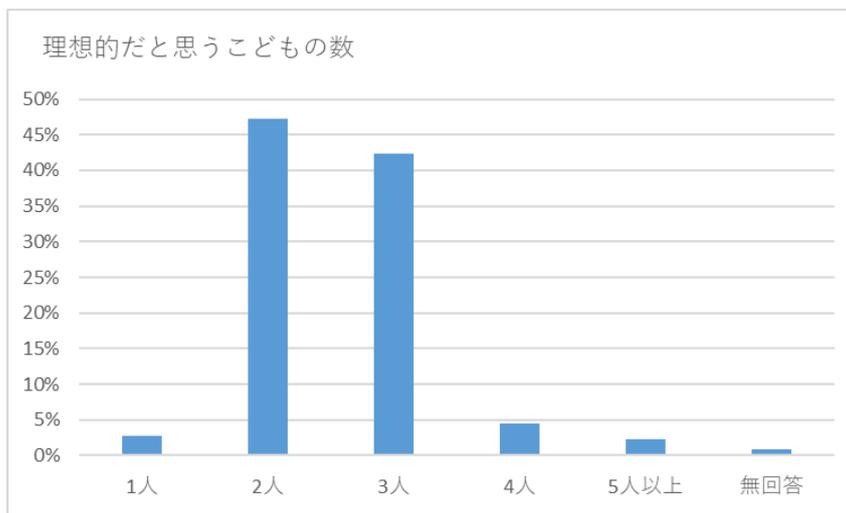
図表 49



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

理想的だと思うこどもの数について、「2人」が47.2%で最も高く、次いで「3人」が42.3%、「4人」が4.5%となっています。全国の平均が2021年の出生動向基本調査によると、2.25人であることから、本件においては全国に比べてより多くのこどもを持ちたいと考えている人が多い可能性があります。

図表 50



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

イ 展開する施策

(7) 社会全体でこども、若者や子育てを応援する気運醸成

子育てはすべて親の責任といった人々の意識を解消するため、社会全体でこどもを育む気運を醸成します。

a こどもや子育ての応援

こどもまんなか応援サポーターやこどもファストトラックの推進により、すべての人がこどもや子育て家庭を応援するよう社会全体の意識改革を図ります。

b 地域での子育て応援

企業や団体に呼びかけ、地域における子育て応援に関する取組の促進を図ります。

c こどもや子育て中の人とそれ以外の人との交流の場の創出

地域でのこどもの居場所を作り、こども及び子育て中の人と地域の人との交流を促進するため、こども食堂を実施する民間団体の取組を支援します。

5. 妊娠、出産、育児の希望を実現

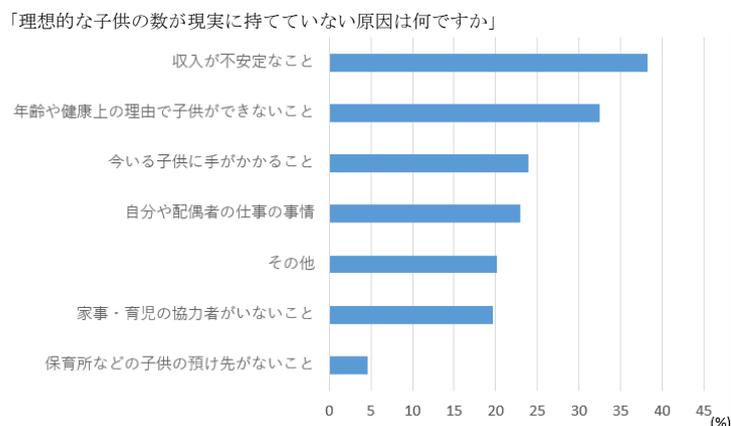
(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

ア 現状と課題

妊娠、出産、育児を希望していても経済的、身体的な不安から躊躇する状況にあり

ます。これらに対する不安を取り除き、希望を実現することは自己実現に適うものです。

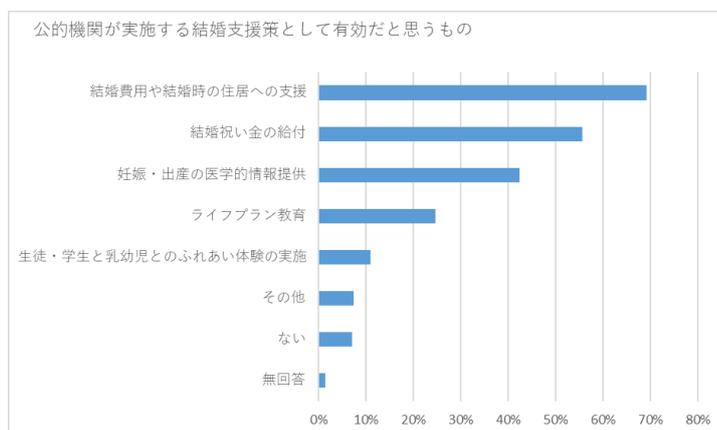
図表 51



出典：和歌山県「子育てに関する意識調査」(R5)

公的機関が実施する結婚支援策として有効だと思うものについて、「結婚費用や結婚時の住居への支援」が 69.2%で最も高く、次いで「結婚祝い金の給付」が 55.6%、「妊娠・出産の医学的情報提供」が 42.4%となっています。

図表 52



出典：和歌山県「子育てに関する意識調査」(R5)

イ 展開する施策

(7) 周産期医療体制の整備

安心して妊娠、出産できる体制を整備します。

a 周産期医療体制の構築

総合・地域周産期母子医療センター、病院、診療所、助産所及び消防機関の役

割分担を明確化するとともに連携を強化し、安心して出産できる体制を構築します。

b 総合・地域周産期母子医療センターの安定運営支援

高度な周産期医療を提供する総合・地域周産期母子医療センターの安定的な運営を図るため、引き続き運営費を支援します。

c 自宅又は里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関までの移動を要する妊産婦の心身的及び経済的負担の軽減

(イ) 妊産婦や乳幼児への支援

妊産婦の負担軽減や乳幼児への支援を行います。

a 市町村におけるこども家庭センターによる総合的な相談支援の推進

妊娠期からこどもが大人になるまでの一連の成長の過程の様々なニーズに対し、ワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、こども家庭センター等の設置や機能の整備を推進します。また、県は、市町村に対して、財政支援や専門職の研修、関係機関の広域的な調整等の技術的支援を行います。

b 妊産婦への経済的及び心理的負担の軽減

市町村と連携し、妊産婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等と、こども子育て支援法に規定される妊婦のための支援給付を実施することにより、妊産婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。

c 妊婦健康診査の推進

市町村では、妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨と妊婦健康診査の受診券の配布と受診勧奨により、妊婦等の健康管理の充実を図ります。また、妊婦健康診査において、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルス、梅毒等に感染していることが判明した妊婦等に対し、市町村や医療機関等と連携し、リーフレット等の活用により、医療機関への受診勧奨を行います。

d 低出生体重児への支援

低出生体重児の家族が抱える不安や悩みを解消するため、市町村や関係機関と連携し、母子健康手帳を補完する「リトルベビーハンドブック」の普及・啓発に努めるとともに、相談支援に取り組みます。

e 妊婦の喫煙・飲酒の防止対策

市町村等と連携しながら、妊産婦とその家族に対して、妊娠中及び授乳中の喫煙や受動喫煙における母体や胎児、乳幼児に与える影響に関する正しい知識の普及を行うとともに、禁煙指導を効果的に行える体制づくりに取り組みます。

f 妊産婦のメンタルヘルス対策の推進

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう、市町村と連携し、里帰り出産を希望する方も含め全ての人が産後ケア事業を利用できるよう取り組みます。

また、市町村等において、心身の不調を抱える妊産婦等を把握した場合、妊産婦等へのメンタルヘルスケアが適切に行えるよう、市町村や保健所、産婦人科・精神科医療機関、産後ケア施設などの連携体制の構築を推進します。

g 新生児マススクリーニング及び新生児聴覚検査の推進

先天性の疾病や聴覚障害などの早期発見・早期対応を行うため、引き続き、「新生児マススクリーニング検査」や「新生児聴覚検査」を受検してもらえよう、市町村や医療機関と連携し、引き続き、普及啓発に取り組みます。

h 市町村の乳児全戸家庭訪問を支援

i 乳幼児健康診査の推進

市町村は、乳幼児健康診査の未受診者を把握し、受診勧奨を行います。また、乳幼児健康診査で発達面の遅れなどを指摘された場合には、医師等による発達・療育相談指導により、乳幼児の心身の健やかな発達の促進や療育支援を行うとともに、関係機関への紹介を行います。

(ウ) 不妊治療や基礎疾患等のある人への支援

不妊治療の経済的や心身の負担の軽減や基礎疾患等がある妊産婦等への支援を行います。

a 保健所において医師や保健師による不妊専門相談を実施

和歌山市保健所及び県立保健所 3 か所において不妊専門相談窓口を設置し、医師や保健師による不妊専門相談を実施することで、不妊に悩む方が安心して相談し治療を受けやすい環境づくりに取り組みます。

b 不妊治療初期から高度治療まですべての段階での経済的負担の軽減

市町村と連携し、不妊治療に対する医療費助成を実施し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。

c 基礎疾患等がある妊産婦等に対する相談支援体制を推進

基礎疾患等がある妊産婦や妊娠を希望している女性等が、妊娠前、妊娠中や授乳中において薬の服用が適切にできるよう、相談支援の体制の推進を図ります。

(エ) 小児医療の充実

こどもが地域において安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制を整備します。

a 小児医療体制の維持

初期・二次・三次救急がそれぞれの役割を担い、互いに連携しながら、傷病の程度に応じた適切な医療の提供を行います。また、こども救急相談ダイヤル（#8000）の相談時間を維持することにより、夜間・休日のこどもの急病時への対応に対応する保護者の不安を軽減します。

b 小児のこころのケアの充実

こころの健康相談やスクールカウンセラーによる相談対応など、こどものこ

ころのケアに取り組みます。

(2) 就労支援等による経済的基盤の安定

ア 現状と課題

結婚、妊娠、出産を望んでいても収入が少ないなど、経済的な不安から、その希望を実現できていない状況にあるため、経済的な安定を支援する必要があります。

イ 展開する施策

経済的不安を取り除くため就職等の支援を行います。

(ア) 相談支援体制の整備

若者サポートステーションによる就職相談やサポート体制を充実させます。

(イ) 就労支援、再就職支援

はたらコーデわかやま³³と連携した就職支援を実施します。

(ウ) 非正規雇用対策の推進

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用への転換、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるよう取り組みます。

(エ) 結婚に伴う新生活への支援

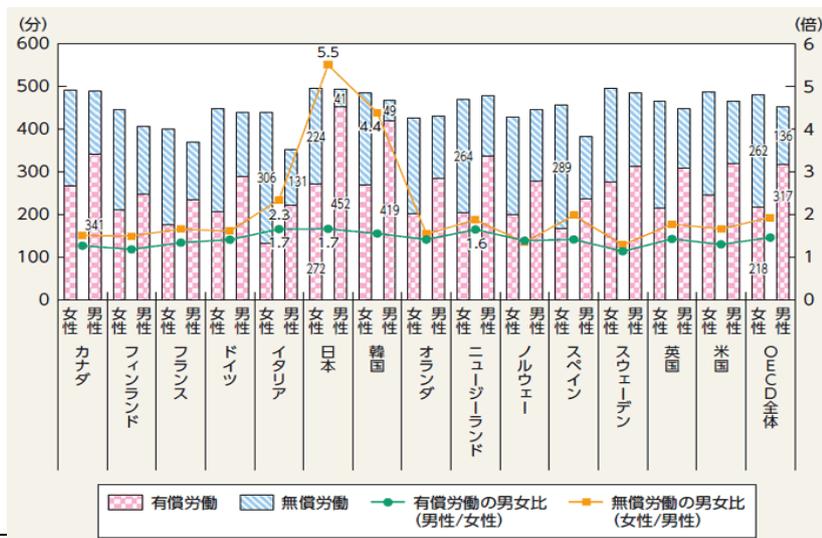
市町村が実施する新婚世帯向けの経済的負担軽減策を支援します。

(3) 多様で柔軟な働き方の推進

ア 現状と課題

日本では労働時間が長く、男性が家事や育児に費やす時間が諸外国に比べ少なくなっています。和歌山県においても男性のほうが女性より家事や育児に費やす時間は少なくなっています。

図表 53 男女別に見た生活時間（週全体平均、1日当たり）



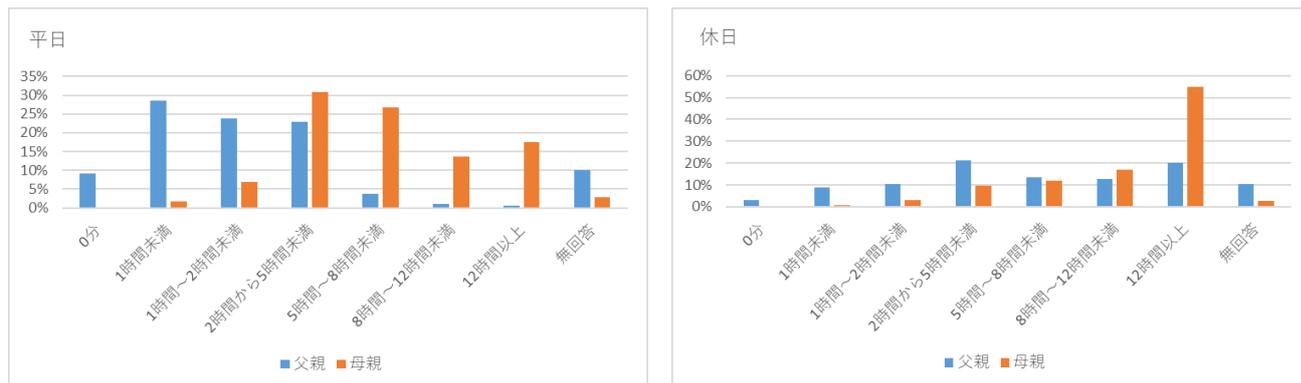
33 わかやま就職支援センター

出典：OECD「生活時間の国際比較データ」

育児の平日の1日の配分時間について、父親は2時間未満までで6割を占めているが、母親は2時間以上が9割を占めており対照的な結果となっています。

休日は、父親の結果は比較的分散しており、人によって育児時間が異なる傾向が見られますが、母親は「12時間以上」が過半数で顕著に高くなっています。

図表 54

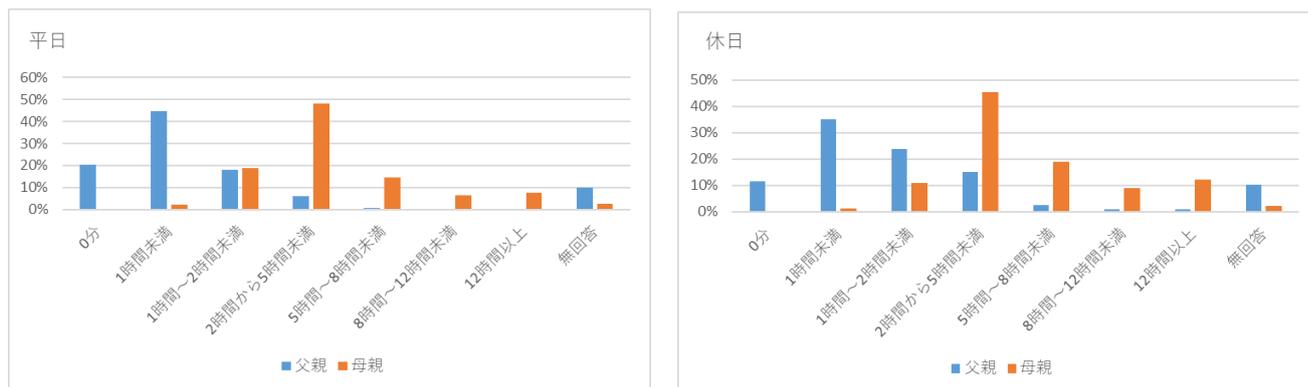


出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

家事の平日の1日の配分時間について、父親は2時間以上は1割未満であり、母親のほうが多く舵を行っている状況が見られました。

休日は、父親は2時間未満の回答が約7割を占めており、2時間以上が9割弱を占める母親と対照的な結果となっています。

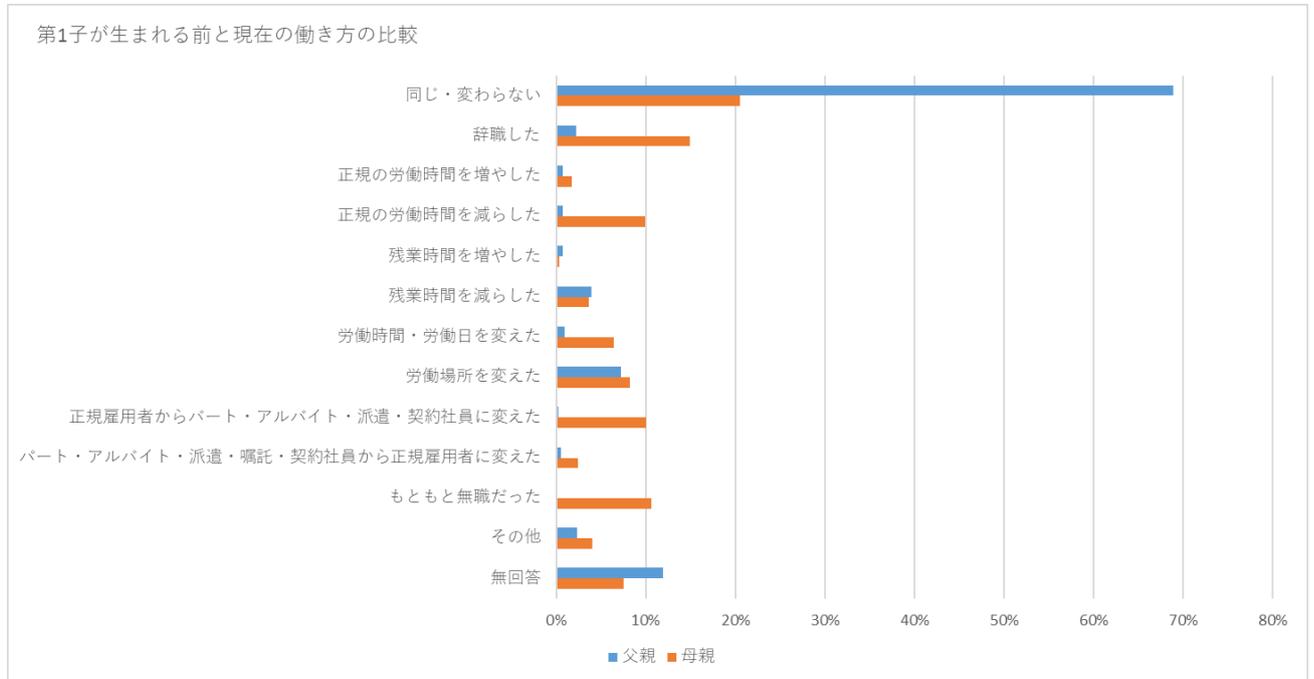
図表 55



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

第1子が生まれる前と現在の働き方について、父親は68.9%が「同じ・変わらない」と回答しているのに対し、母親は20.5%となっており顕著に差が見られる。

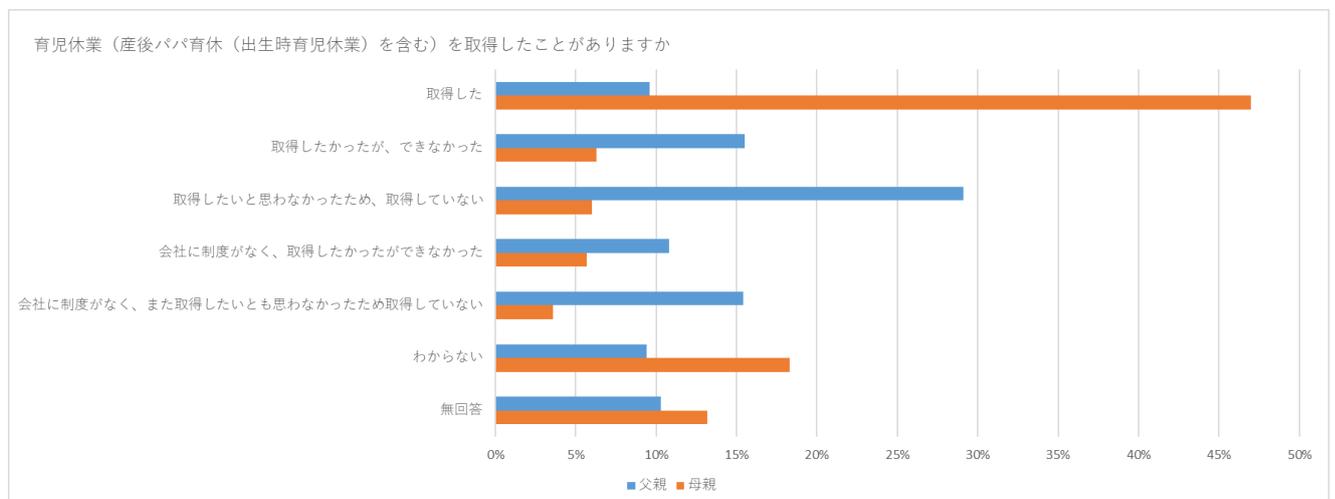
図表 56



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

育児休業の取得について、父親と母親の結果を比較すると、父親は9.6%、母親は47%と大きな差が出ました。

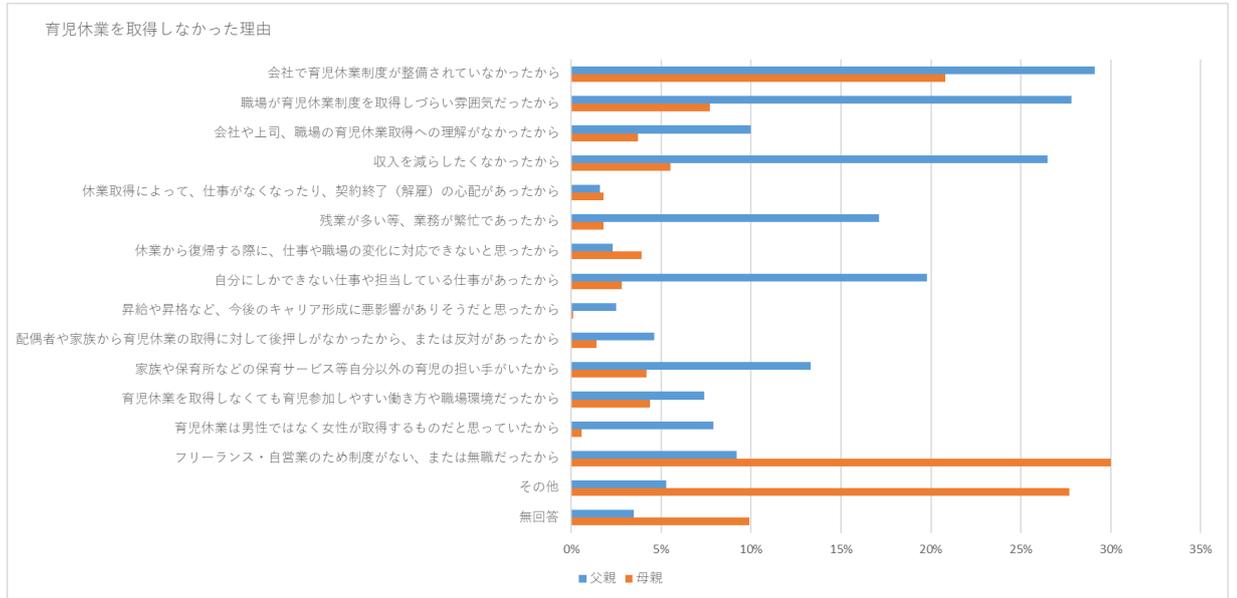
図表 56



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

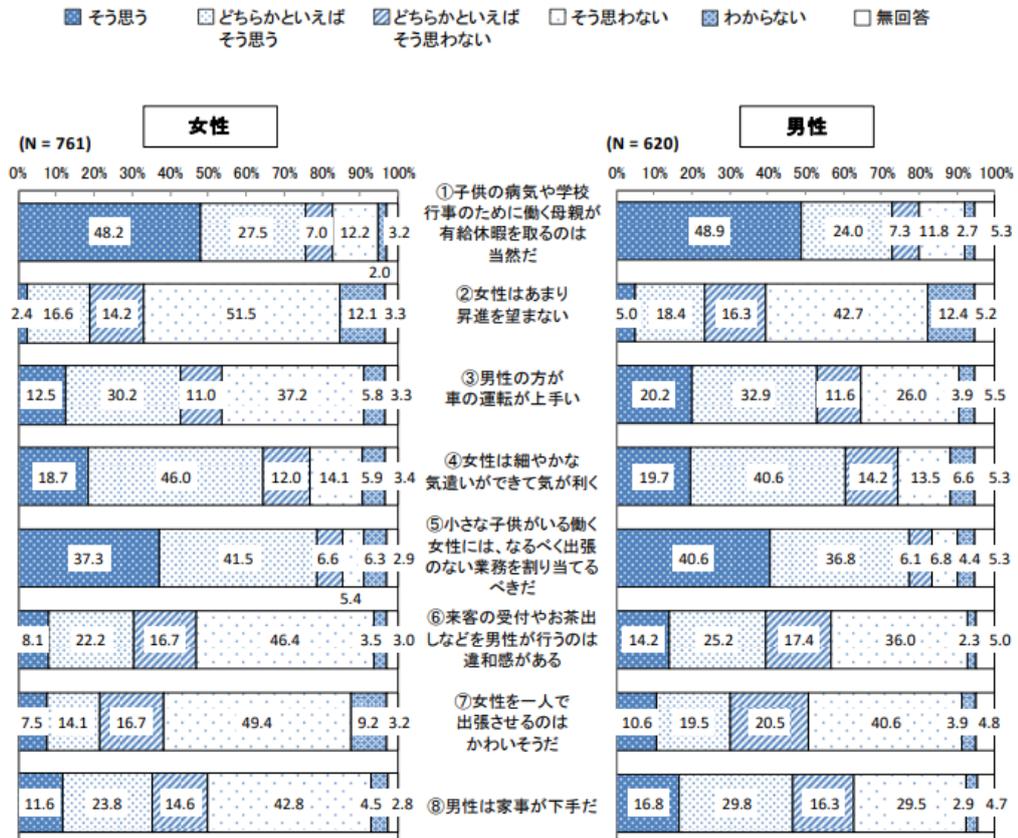
育児休業を取得しなかった理由について、父親は職場の環境や収入面の懸念など、仕事に関する事情が多くなっています。母親は仕事と関連しない項目が多くなっています。

図表 57



出典：和歌山県「結婚・子育て意識調査」(R5)

図表 58



81 出典：和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」(R2)

イ 展開する施策

(7) 就労環境や職場の文化、雰囲気の根本的な見直し

雇用者や職場の働き方に対する意識改革を促進します。

a 仕事と子育ての両立に向けた職場環境の整備

仕事と子育ての両立の推進に取り組む事業所や団体を広報することにより、社会気運を高め、その取り組みを広げます。

b 長時間労働の抑制等、働き方改革に向けた気運醸成

長時間労働の是正や働き方改革を事業所や団体へ働きかけ、家事や子育てへの参画の促進を図ります。

(4) 共働きや共育ての推進

夫婦が相互に協力し子育てをし、それを職場や地域社会全体で応援する社会づくりを推進します。

a 育児休業取得の推進

男性の家事、子育てへの参画に意識改革に加え、職場の就労環境や組織風土の見直しを支援します。

b 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

共働き世帯のこどもが放課後などに安全で安心して活動できる居場所を確保します。

(5) 働きやすい職場環境の整備

良質な雇用環境の下で働けるよう職場環境の整備を推進します。

a テレワークの普及等、働き方改革の促進